

第四十三回 参議院社会労働委員会會議録第二号

昭和三十八年二月五日(火曜日)
午前十一時三十三分開会

委員の異動

十二月二十四日

補欠選任

山口 重彦君 柳岡 秋夫君

一月二十二日

補欠選任

小柳 勇君 阿具根 登君

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

厚生省公衆衛生局長 尾村 偉久君

厚生省環境衛生局長 五十嵐義明君

厚生省医務局長 尾崎 嘉篤君

厚生省医務局長 鈴村 信吾君

厚生省医務局長 牛丸 義留君

厚生省医務局長 大山 正君

厚生省医務局長 黒木 利克君

厚生省医務局長 小山進次郎君

厚生省医務局長 山本浅太郎君

厚生省医務局長 竹下 精紀君

厚生省医務局長 大島 靖君

厚生省医務局長 増本 甲吉君

厚生省医務局長 石倉 秀次君

厚生省医務局長 増本 甲吉君

厚生省医務局長 石倉 秀次君

厚生省医務局長 増本 甲吉君

厚生省医務局長 石倉 秀次君

厚生省医務局長 増本 甲吉君

厚生省医務局長 石倉 秀次君

厚生省医務局長 増本 甲吉君

厚生省医務局長 石倉 秀次君

厚生省医務局長 増本 甲吉君

厚生省医務局長 石倉 秀次君

厚生省医務局長 増本 甲吉君

厚生省医務局長 石倉 秀次君

厚生省医務局長 増本 甲吉君

厚生省医務局長 石倉 秀次君

厚生省医務局長 増本 甲吉君

厚生省医務局長 石倉 秀次君

厚生省医務局長 増本 甲吉君

厚生省医務局長 石倉 秀次君

厚生省医務局長 増本 甲吉君

厚生省医務局長 石倉 秀次君

厚生省医務局長 増本 甲吉君

厚生省医務局長 石倉 秀次君

厚生省医務局長 増本 甲吉君

厚生省医務局長 石倉 秀次君

厚生省医務局長 増本 甲吉君

厚生省医務局長 石倉 秀次君

本委員会における定例日は、従来どおり火曜日、木曜日とし、火曜日は厚生関係、木曜日は労働関係の審査及び調査を行なうことに申し合わせをいたしました。

○委員長(加瀬完君) 委員の異動についてお知らせいたします。

去る一月二十二日、委員小柳勇君が辞任せられまして、その補欠に阿具根登君が選任せられました。

○委員長(加瀬完君) 理事の補欠互選に関する件を議題といたします。

委員の異動に伴って理事が一名欠員となっておりますので、その補欠を互選いたします。

互選の方法は、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(加瀬完君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

それでは私より理事に阿具根登君を指名いたします。

○委員長(加瀬完君) 社会保障制度に関する調査を議題といたします。

厚生大臣より厚生行政の基本方針についての所信を聴取いたします。西村国務大臣。

○国務大臣(西村英一君) 第四十三回国会における社会労働委員会の御審議に先立ち、この機会に厚生省所管行政に關し、所信の一端を申し述べたいと存じます。

私は、昨年七月厚生大臣に就任して以来、厚生行政の責任者として直接その衝に当たって参りまして、この行政がいかに国民の日常生活に直結した問題を取り扱い、国民の健康と福祉に係る重要な役割を持つものであるかをあらためて深く認識した次第であります。

厚生行政は、今日、社会保障施策の中核として、わが国政治の上でも重要な地歩を占め、池田内閣の重要施策の一つとされているのでありますが、この行政を国民の要請にこたえ得るよう、さらに推進するためには、なお今後の改善に待たざるべき事項が少なくなく、各位の変わらぬ御支援のもとに微力を尽くして参りたいと考えるのであります。

今日、わが国経済は、諸外国にも例を見ない高度成長を遂げつつあるのでありますが、この経済成長に即応しつつ国民の生活の安定と向上を期することとは、今後の厚生行政に課せられた大きな課題であります。また、近年における人口構造の变革、すなわち高齢人口の増加と幼少人口の減少の傾向、あるいは人口の都市集中、農村の構造的変化等は、厚生行政の分野において、新たな角度でその施策の推進を求めております。

厚生行政は、これらの社会的、経済的背景を十分考慮しながら、推進する必要があると存じますが、今後の厚生行政の方向に關しましては、昨年八月の社会保障制度審議会の勧告を初め、関係各審議会から貴重な指標が示されておき、私はこれら勧告の御趣旨もできる限り取り入れて今後の厚生行政については、次のような施策に重点をおいて参りたいと考えるのであります。

まず第一は、経済成長に伴う国民生活の向上に即応して社会保障水準の向上をはかることとあります。生活保護制度については、昭和三十六年度以来大幅な基準引き上げを行なってきたのでありますが、経済繁榮の成長を貪し人々にもひとしく分かち与えるよう生活保護の内容充実には今後とも特段の努力をいたす考えであり、明年度においても、さらに生活扶助基準の一七%引き上げを中心とする改善を行ないたい所存であります。また、同時に、これら被保護者以外の一般低所得者に対する施策についても十分の配慮を加えたいと考えております。すなわち、従来、低所得者対策というと、どちらかといえば、生活保護制度に重点がおかれ、いわゆる低所得階層に対する施策が不十分であった感がするのであります。この点は、先の社会保障制度審議会の勧告においても指摘されているところであります。私は、特に、この面における施策の立ちおくれを取り戻すことが緊要であると考え、その改善強化の方策につき検討を続けていくところであります。低所得者及び母子等に対する更生資金貸付制度の充実、身体障害者、精神薄弱者等に対するリ

○委員長(加瀬完君) たいだいまより開会いたします。

本日の委員及び理事打合せ会において申し合わせました事項について報告申し上げます。

○委員長(加瀬完君) たいだいまより開会いたします。

○委員長(加瀬完君) たいだいまより開会いたします。

○委員長(加瀬完君) たいだいまより開会いたします。

○委員長(加瀬完君) たいだいまより開会いたします。

○委員長(加瀬完君) たいだいまより開会いたします。

○委員長(加瀬完君) たいだいまより開会いたします。

○委員長(加瀬完君) たいだいまより開会いたします。

○委員長(加瀬完君) たいだいまより開会いたします。

○委員長(加瀬完君) たいだいまより開会いたします。

○委員長(加瀬完君) たいだいまより開会いたします。

○委員長(加瀬完君) たいだいまより開会いたします。

○委員長(加瀬完君) たいだいまより開会いたします。

○委員長(加瀬完君) たいだいまより開会いたします。

○委員長(加瀬完君) たいだいまより開会いたします。

○委員長(加瀬完君) たいだいまより開会いたします。

○委員長(加瀬完君) たいだいまより開会いたします。

○委員長(加瀬完君) たいだいまより開会いたします。

○委員長(加瀬完君) たいだいまより開会いたします。

○委員長(加瀬完君) たいだいまより開会いたします。

○委員長(加瀬完君) たいだいまより開会いたします。

○委員長(加瀬完君) たいだいまより開会いたします。

ハビリテーション対策の強化、福祉年金、児童扶養手当の改善等明年度以降の施策に漸次その成果を生かして参りたいと考えております。

このほか、社会保障水準の向上に關しましては、医療保険及び年金制度の充実が重要であることは申すまでもないところであります。医療保険制度におきましては、特に国民健康保険の改善をはかることが緊要であり、明年度においては、世帯主の全疾病に対する七割給付を実施するとともに保険料負担の軽減につき特段の措置を講ずることといたしたいと考えております。なお、医療保険における診療報酬の地域差の撤廃については、本年九月より実現いたしたいと考えております。

また、年金制度につきましては、さきにも述べました福祉年金の年金額の引き上げを中心とする給付改善をはかる考えであります。さらに所得保障の充実を期するため、厚生年金保険の給付改善をはかるべく現在その検討に着手しているところであります。

第二は、人口構造の変動に對処して、幼年及び老人に對する施策を推進することです。

近年わが国におきましては、幼少人口が減少する傾向にあり、近い将来における若年労働力の著しい不足が予想されております。わが国の繁栄を期するためには、次代のない手となるべき幼少の資質の向上と能力の開発をはかることが必要であると考えるのであります。このため、文教施策等の推進と相まって母子保健対策、青少年の健全育成対策、心身障害児対策等については、特に今後力を入れて参りたいと考えております。

ます。

反面、今後高齢人口の増加の傾向にかんがみ老人対策の充実強化についても積極的な方策を打ち出して参りたいと考え、今国会に老人福祉法案を提出いたすこととしております。

第三に、国民の日常生活の基盤となる環境衛生施設の拡充をはかることとあります。特に、人口の都市集中に伴い、都市における尿尿、ごみ処理施設、上下水道等生活環境施設の整備は、当面の緊急課題とされております。農業技術の革新、生活改善等により農村においても、またこれら施設の整備は緊要とされてきています。このため、明年度以降昭和四十二年度までに年次計画をもって早急な整備をはかることとして、その第一年度である明年度につき所要の財政措置を講ずることとしております。これに關連して緊急整備計画の裏づけとなる法的措置を講ずるようその準備を進めているところであります。

また、環境衛生に關連しまして、都市における大気汚染、騒音などのいわゆる公害問題は、近時国民の日常生活に著しい支障となつて現われております。昨年制定をみた「ばい煙の排出の規制等に関する法律」の施行に万全を期すことはもとより、さらに公害に對する適切な対策を講じまして、国民の要請にこたえて参りたい所存であります。

以上申し述べましたほか、各種社会福祉対策の推進、結核対策、精神衛生対策を初めとする疾病予防対策並びに栄養改善、保健指導等国民の心身の健康を保持するための施策の充実、医療機関整備特に僻地医療対策の強化、戦没

者遺族等戦争犠牲者に対する援護の拡充、さらに近時とみに深刻な問題となつてある麻薬禍に對処して取り締まり体制及び中毒者対策の整備強化等、厚生行政における重要課題は決して少なくないのであります。明年度におきましては、私はこれら各分野について一段と努力を重ねたいと考えているところであります。

最後に特に申し上げたいことは、今後厚生行政が円滑に推進され、国民によく浸透した成果をあげていくためには、社会保障の第一線に立つて活躍される「人」を十分確保するとともに、その資質の向上をはかることが肝要であると考えるところであります。なかんずく、看護婦、保健婦、助産婦等の婦人技術者、社会福祉施設従事職員等についてはことさらにこのことが痛感されるのであります。今後とも所要の方策を十分研究いたしまして、その組織的かつ計画的な育成に格段の努力をいたして参りたいと存じております。

以上、厚生行政の今後の方向につき所信の一端を申し述べたのであります。が、明年度における関係諸施策を遂行するため、提案中の昭和三十八年度予算案においては、厚生省一般会計分として三千三百三十三億圓が計上されておられ、これは、本年度当初予算二千七百二十三億圓に比較して五百九十億圓、国家總予算の伸び率一七・四%を上回る二一・七%の増となつており、国家予算総額において占める比率は一一・六%となつております。

また、今国会には、上述の諸施策に關連して、さきにも述べました老人福祉法案等のほか、国民健康保健法等の

一部改正法案、国民年金法及び児童扶養手当法の一部改正法案、麻薬取締法等の一部改正法案その他数件の法案を提出し、御審議をわづらわしたいと考えております。

厚生行政における諸問題の解決と、この行政の進展を期して、私は今後とも誠意をもって努力する所存であります。ここにあらためて各位の一そうの御支援と御協力を切にお願いする次第であります。

○委員長(加瀬完君) 次に、厚生省関係の昭和三十八年度予算について説明を求めます。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(加瀬完君) 速記を起し

省関係の昭和三十八年度予算について御説明を申し上げます。

お手元に厚生省所管の予算要求額主要事項別調というのを差し上げてございます。

二つだけちよつとお断わり申し上げます。これは予算書に書いてあります。項目が非常に多くて、説明上不便でございますので、結核は結核、精神は精神というようにまとまして、それぞれ抜き書きして一項目にまとめておきます。そういう点で予算書と対照が御不便かと思いますが、例年こういう式でやっておりますので、御了承願います。

それから前年度予算額というのがありますが、当初予算ではありません。現在までに成立した第一次補正後の数字との比較でございます。予算書

もそうなっておりますので、御了承いたしたいと思ひます。

それでは総括的なことを省略させていただきます。目次が四ページまでございます。その次の昭和三十八年度一般会計予算要求額というところから、重点的に申し上げたいと思ひます。

一番の結核対策費につきましては、結核医療費、結核関係が百一億ふえましたが、(1)の下医療療養費、これが六億八千万ほどふえております。これは備考の下にありますが、基本的なものは件数、単価の増でありますけれども、医療基準の改定分、これが五億八千万、それから地域差撤廃分、九月からこれが二千二百万というふうな二つの要素がございまして相当額ふえておるわけでございます。

結核医療基準の改正につきましては、生活保護とか各所に出て参ります。が、概括的に申し上げますと、四月から結核医療基準を大幅に改正をするというところで、それに伴う国庫負担の総額が十六億五千九百万、約十六億六千万というものが各項目に医療基準改定に伴うものが入つてございます。その内訳で一番大きいのが結核予防の八億八千万、生保の二億一千五百万というふうなものであります。これは国保にも響きますが、総体として四月一日実施で十六億五千九百万というのが、国の予算補助あるいは国の負担ということに入つてございます。

それから地域差の撤廃につきましては、九月一日から実施ということですが、これが国庫補助のはね返りも含めまして、全体で三十八億圓でございますが、これはそれぞれの項目に大

きいものは書いてございます。

それから従業禁止命令所患者費、これは備考にありますように六万二千六百十六人が、九万三千四百人というところで、総体三万七千八百八十四人の増、ちょうど四九%、約五割増しというものを命令所でふやしたということに相なっております。

次のページに参りまして、これにつきましてのやはり医療基準の改定分が二億九千七百六十八万六千円、地域差撤廃分が四億六千八百一十一万九千円というようなものが入っております。

それから(2)の国立結核療養所につきましては二十億ふえておりますが、特に計上経費について申し上げますが、特においせん。ただ、患者食糧費が三十七年度では百十五円、特別食も含めて一本でございまして、来年度からは患者食糧費は百二十円、それから特別食を必要とするものは百五十円四十銭ということで二段式に区分してございます。この点だけの療養所だけの増加で約二億五千万円でございますが、相当大幅な増額になります。

それから、あと雑件は省略させていただきます。番号二番の精神衛生対策費、この措置入院費補助金につきましては二十三億円の増であります。対象は四万六千三百五十五人から五万二千八百人、六千四百八十五人の増でございます。これはもつとふやしたいのであります。何しろベッドの制約がございまして、これ以上はともふえないという状況で、ぎりぎりのところでございます。これも地域差撤廃分が二億二千九百万ということ、一番下の摘要欄に書いてございます。

次のページに参りまして四ページで

ありますが、精神病院の整備費、これは去年より四百ベッド増ということに相なっております。五千三百万円の増、それから五ページの三番原爆被害対策費、これが三億四千万ほどふえておりまして、前年度より四六%の増と相なっておりますが、一番の医療費、二番の健康診断費交付金、これは件数単価の増で大幅でありますけれども、これは数字はそのとおり入っております。変わりましたのは、次に六ページにありますが、原爆医療手当交付金というのが、千七百万が三・二倍ほどになっております。これは従来原爆治療期間中の入院外来患者に、月二万円、千円というふうな手当を出してございまして、これが本人は所得制限ゼロ、所得がないものというふうなきつい支給制限がございましたので、これは四十二万円で、当該世帯、五人世帯であります。四十二万円までの収入のある人については医療手当を出したいということなので、大幅な件数の増、約九千件が二万八千件ということに相なっております。

それから保健所につきましても、ほとんど前年とおりの予算でございます。職員数で三百人くらいふえたというところ、多少補助単価がふえたというところでございます。それから五番のらい対策費、療養所運営費は特に申し上げることもございせん。患者の恩恵金が国立療養所その他と比較しまして若干の増加をいたしております。

それから九ページに参りまして六番の伝染病予防対策費、これも(1)、(2)の予防費補助金、隔離病舎整備費補助金、これはほとんど前年とおりの(3)の地方病予防費等補助金は、若干(1)にありますように、溝を掘って、排水溝工事であります。三千万円ほどの増、五割増しくらいの額になります。

次のページの十ページの上から三行目でありまして、新規に鉤虫予防費補助金というのがございまして、茨城とか埼玉とかというふうな四県につきまして、新規に保健所を中心とした鉤虫対策をやりたいということでございます。それから(4)の予防接種につきまして、一億二千七百万の増であります。ソーク・ワクチンは昨年は六千万が一億一千六百万、約倍であります。公費負担は三〇%で、ソークを赤ちゃんとどんだんやろうということでございます。それから(2)のインフルエンザ特別対策、これは新規と書いてございまして、実は三十七年度秋に予備費をもらいまして、これは五千三百万円ほどもらいまして、小中学生以下二千万の七五%ということでやりましたが、経過が非常によろしいやうなことで、来年もこれは当初予算で認めようということでございます。六千九百万というのが新規に入っております。

それから(5)の急性灰白髄炎特別対策費補助金、これもポリオの生ワクチンとの関係でございますが、本年度二月、三月大幅にやりまして、来年度は春にやりますのが千二百六十三万というところ、これは都道府県と国と折半ということで六千六百万、臨時予防接種扱いでございます。

その次のページの十二ページの一番上でございますが、秋以降は、これは生ポリオ・ワクチンを医薬品というこ

とにいたしました。市場流通をやりまして、市町村が定期予防接種並みにしたいというので、これが市町村であります。二百九十四万ということ、公費負担三〇%、これが八百三十万ほど入っております。それからポリオ・ワクチンの買い上げにつきましては、明年度二百四十万人の買い上げを計上いたしております。秋以降の分は、一般市場流通の正規の医薬品ということになりますので、国家の買い上げにしないという方針でございます。

それから環境衛生対策費につきましては、総体で十八億六千四百万というふうに入っております。簡易水道が一八・六%の増であります。それから清掃であります。尿処理は昨年の十億がちょうど二十億というように倍にふやしていただいております。これはいずれも、五カ年計画ということで法案を御審議願うということでございます。

それから、その下の下水道終末処理、これは建設省との関係もありません。総体としまして五億一千万円で四〇%の増でありまして、これも同じように五カ年計画、四十二年を最終とする五カ年計画ということで法案の御審議をお願いしたいということでございます。

それから十四ページに参りまして、八番の公害防止対策費であります。これが三千七百万ということでありまして、いずれも昨年の模範規制法実施に伴う地域指定、あるいはそれに伴う実態調査、(1)、(3)、(4)、というの、いづれも少額であります。実態調査であります。それから(2)は地方衛生研究

所にしかるべき機械器具を買ってやりたいというものの補助、それから(5)だけは模範規制法の規制対象になっておりませんが、都市部におきます自動車の排気ガスというものが非常に問題になっておりまして、附帯決議でもこれを至急検討しろということでありまして、これは約二千五百万円でございます。これはとりあえず東京と下町とか工場地帯とかというように三カ所を選びまして、厚生省の直轄機関でこれの分析、自記記録計を備えまして、分析検討したいという予算であります。

それから九番の医療機関整備につきましては、(1)の公立病院、これはほとんど前年とおりの予算であります。それから(2)の僻地医療対策につきましては、内容はほとんど前年とおりであります。が、(1)の僻地診療所整備三十九カ所というのがございまして、これは三十七年度を終期とする第一次五カ年計画二百三十七カ所、これが全部完了いたしまして、三十八年度以降第二次の僻地医療というものが百九十四カ所を策定いたしております。その五カ年分の一ということで三十九カ所が新規に認められたということでございます。以下運営費、それから車、船、ほとんど前年とおりの予算であります。ただ、次のページの一番上の摘要に参りますように、僻地にお医者さんを持つていくというほどではないという場合に、マイクロ・バスを買って、これを病院に持ってくるということで、マイクロ・バス十九台というものが新規に入っております。

十番の保健婦、助産婦、看護婦等の問題につきましては、医療従事者の、今大臣からお話のありましたように、

需給の不足関係はどうするかという問題がございまして、昨年の二千二百万がちょうど七倍になっておりまして、一億四千万。中身は養成所の整備につきましましては建物二カ所が十二カ所、四千万、これが十倍、それから新規といまして、いわゆる人体模型、机、椅子というふうな、いろいろな教材関係というふうなものを新規に六千八百万、これが認められております。

それから貸費制度は、特に昨年入りました千三百三十人を二千三百人ぐらゐに人数をふやす、貸付単価は従前どおり三千円、看護婦は千五百円というところでございまして。

医療金融公庫につきましましては、政府出資が二十六億、昨年より一億増というところで総体、財投も入れまして百十億の計算でございまして、三十七年度では、これの総体は九十億でございまして、したがって、二十億の原資増加ということになるわけでございまして。

十二番の国立病院施設整備費の財源繰り入れ、これは病院特会のときに、内容をあらためて申し上げたいと思ひます、三億円ほどふえております。

十三の麻薬対策費につきましましては一億六千万が六億三千万というところで三・九倍の増というところでございまして、国会の強い御意向もあり、ことに取締り対策、それから中毒者対策というものを中心といたしまして、厚生省としてみますれば、画期的な増額になっておりますというところでございまして、内容は、都道府県におります取締員、これが十八人の増員。次のページが撲滅推進費、推進、撲滅PR、その他都道府県の協議会の費用、(3)の中毒者の収容施設につきましましては、国立が

二百ベツト、一億円、都道府県立のものが二分の一補助で二百ベツト、四千万六百万円、それから新規に、そういう施設に入れられた患者さんの医療費あるいは生活費というふうなものを年間延べ千五百二十一人と見込みまして、その十分の八を国が持つというところで六千八百万円というものが新規に入っております。麻薬取締官事務所につきましては、増員が、百六十六名のうち十三名増でございまして、二億円ほどの増額分につきましまして、これは捜査官あるいは施設整備とか、活動費の強化というところでございまして。

十四番の輸血事業改善対策費につきましましては、前年どおり、ただ一台移動採血車がふえたというところでございまして。

十五番から生活保護に入りまして、生活保護費七百二十二億というので、百十億の増ということに相なっておりますが、その内容といたしましては、次のページをごらんいただきたくと思ひますが、対象人員百四十九万九千人、基準改定分は一七%というので四十七億六千九百十六万円の増、これは純増分でございまして、勤労控除は、そのアップに伴って必然的に上がるもの、新規といたしましては二十一ペー

ジの(4)にございまして、未成年労働除制度の新設というのがございまして、これは保護世帯の未成年の、若い人がたが働いてきたものを、全部収入認定して家族の収入として取ってしまふというところはいかにも気の毒である。本人の修養なり、勉学なりというふうなことののために若干残そうじゃないかというところで、一月二千円というものを二十才に達するまで所得なかりしも

のと見なすという格好の方法を考えようじゃないかという趣旨でございまして、対象が約三万九千人、経費が三億九千三百万円、こういうことでござい

ます。それから住宅扶助は変わったことばございせんが、医療扶助につきましましては、結核の命令入所制度で非常にふえましたが、ふえてもなおかつ三十二億六千九百九十万の増額でござい

ます。この内容といたしましては、結核治療指針の改定分が二億一千五百万円、地域差撤廃分が六億七千七百万円、そのほかに(2)に書いてござい

ます。二十二ページの一六番、低所得階層対策費というのが三億ほどふえております。この内容といたしましては、世帯更生が六億から八億という二億円の増、内容はいずれも貸付限度額の引き上げが中心であります。新宅資金が一万二千万新設、それから去年から問題になっておりました高校生の修学資金が千円を千五百円、これは文部省と繰をあわけてございまして、それから(8)の母子福祉貸付金ですが、これは三億が四億に二億円増というので、これも転宅資金、一番下にあります修学資金というものが、世帯更生と同じ

でありまして、それ以外はいずれも貸付限度額を上げる、こういう構想でござい

ます。それから二十四ページに参りまして、十七番の社会福祉事業育成強化費の(1)の社会福祉事業振興会出資金五千

万円増、(2)の民間社会福祉事業助成費というので三億七千万の計上がしてござい

ます。これは御説明申し上げますと、従来老朽施設は社会局、児童局の一般の施設整備費の中に入っておったわけであ

りまして、それについては建てかえは二分の一国が持ち、四分の一は県が

持ち、四分の一は自己負担ということでありまして。別ワにしましては、金

利を払う能力が社会事業施設に非常に希薄でございまして、とりあえずは年金福祉事業団から、振興会にその四分

の一部分に相当する金額を融資をもつて参りまして、それを民間に貸す。それを十年あるいは二十年償還でやっ

二十の婦人保護費も、ほぼ前年どおりという格好になっております。

二十一の地方改善事業費につきましても、(1)の同和対策が一番大きく、一般地区は一億九千五百萬、全体で七千万ふえておりますが、モデル地区は一億三千七百萬ということで施策を進めて参りたいということでございます。

二十二番の老人福祉対策費につきましても、三十五億が四十七億というところ、十二億七千万ほどの増であります。内容としては、老人福祉費の補助金、老人の一斉健康診断は、六十五歳以上の老人を考えておりますが、それに対する健康診断の三分の一の補助を四千九百七十七萬のそれから摘要の(2)の新規であります。老人クラブ、全国に一万六千ぐらいございますが、それに対する三分の一補助、九千七百萬。それから老人世帯家庭奉仕員、これは訪問して洗濯、炊事をし、差し上げるといふことでありまして、おもに未亡人さんなんかのいい職業になっておりますが、それが二百五十人、これが倍で五百七十七名ということでございます。

それから(2)の老人保護費補助金と申しますのは、従来生活保護法で老人ホームというのがございますが、大体六百万所、四万三千人くらい入っておりますわけでありまして、その人方の、いわゆる生活費、生活保護に準じた生活費。次のページにありますように、その施設の何と申しますか、職員費それから物件費というふうなものを合わせまして、全部で老人保護費というのが二十九億が三十九億に上がつて、約九億円ほどの増でございます。それから(3)

の、老人福祉施設整備費は、五億四千万八千万ほどふえておりますが、とにかくこの部分につきましては、大いに建築を推進しようということでございます。新規といましては、看護老人ホームというのがございます。これは病院ほどではないが、半身不随——言葉は悪いけれどもたれ流し——相当医学的な看護を必要とする老人がおられるわけですから、そういう人の看護に手厚い対策を立ててあげたいということ、新規であります。四千万所、六千三百万というのが入っております。

それから二十三番の児童保護費につきましては、総額二十七億の増でございますが、保育所につきましては十億ほどふえます。このうちで給与改善が七億四千五百萬円ということでございます。これは七億の使い道は、保育所の保母さんの丙地というのが単価が非常に低いわけですから、丙地をまづ理屈をいわずに乙地並みに引き上げる。そうして甲地と乙地だけにします。そうしておきまして、その上でつくくるめて八割のペースアップをする、こういうふうな考え方をしておられるわけでありまして、そうして丙地の保母さんも相当助かるのじゃないかということでありまして、それに関連いたしまして給食費、これは生活保護法との関連で、ある程度の増額ができております。収容施設につきましても十二億増であります。給与改善が二億四千七百萬円、これは一率八割増。その次のページの飲食物費あるいは日常諸費、これは生活保護に準じて十一円二十一銭とか、それそれ上がつたのでございます。変わりましたのが就職支度金というの、

学校を出まして工場に勤める、服も要る、靴も要るというので、今までは予算措置がどうもうまくいきませんでした。したが、これは五千四百件で一人一万円ということで新規に入っております。でございます。それから(2)の特別保育対策につきましても、(1)、(2)、(3)、ほとんど前年どおりの格好でございます。変わりましたのが三十三ページの(4)保母修学資金貸与費補助ということ、これは保母さん一人につき月額三千円ということを出発したのでございまして、総額一千人ということ、千八百萬円の計上をいたしてございます。

(3)、(4)の母子保健指導費、未熟児養育費、体系としては、特に変わったところはない。ただ、新生児の訪問指導に行っていた場合、五十円を七十円に直したというふうに、単価が一率に直つてございます。それから(5)の妊娠中毒症対策につきましても、新規で医療費四カ月分二千五百萬円とありますが、これは妊娠中のいろいろ助言、指導をやりまして、入院をしないといふことも、経済負担のため入院できないお母さん方がおられる。そういう場合に、低所得者につきましても、県費でまずその入院費を持ちまして、その十分の八を国が持つてやります。しかし、四カ月分でありまして、対象人員九千九百人ということでございます。これは新規でございます。それから次の、三十四ページへ参ります。児童福祉施設整備費補助、これは八千七百萬の増であります。特に精神、肢体不自由児を中心として施設を整備強化して参りたいということでございます。母子健康センターは、四十

につきましても、(1)、(2)は前年どおり、(3)は新規でございます。児童館の設置費補助の資金というのが入つてございます。まあ普通のれっきとした保育所ではなくとも、地域における児童福祉活動のセンターにしたいということ、でございます。これは幼児の集団指導とか、低学年の子供が学校の後に、そこへ遊びにくるとかいうふうな制度のものであります。民間保育所の小さなものなんか、これに吸収していったらどうか、救済したらどうか、こういうふうなねらいもございまして、新設が九十と改築が五十、合計百四十、それに対する設備費と運営費でございます。それから(4)の重症心身障害児施設でございますが、前年六百万、研究委託費で出しておりましたが、今度は施設整備費補助も千九百萬出し、それから入っておる人方、子供さん方の経済状態に応じて十分の八の、児童福祉法と同じように十分の八の補助金を出したというの、二千百万、これは関東地区、関西地区のおの一方、合計百四十ベッドというふうに考えております。

それから三十三ページの二十四、社会事業施設職員処遇改善費、これは総額が十一億六千万、保育所については、先ほど申し上げましたように、丙地を乙地に直して、その上に八割をかける。これは児童施設等の収容施設と同じように八割でございます。それから二十五番の母子福祉対策費につきましても、母子福祉貸付金、さつき申し上げましたが、(2)の母子福祉施設整備費補助は千五百万の増であります。これは新規でお母さん方のレクリエーションの拠点ということ

で、四カ所、二百坪くらいのものでやりたいというのが千五百万、その次の母子福祉センターは前年どおり四カ所。次に三十八ページの二十六番であります。中央児童厚生施設、子供の国であります。これは前年どおり一億。二十七の児童問題研究所補助は、母子福祉の総合的な児童問題研究所を作りたいという補助が六千万円でございます。

二十八番の児童扶養手当につきましても、十三億のふえ、ちょうど前年の倍くらいになっておりますけれども、第一点は申請件数が最近非常にふえて、十三万件が二十万三千件に、七万件ほどふえた。この関係のふえが約十億円、それから母子福祉年金をベース・アップをいたします。それに伴いまして給付改善として第一子に八百円を千円、六百万を七百万、第三子以降は四百円据え置き、こういうふうな改正をいたしたいというのでございまして、そのほか所得制限等に対しましては、母子福祉年金のときに申し上げたいと思つて、この改善に要します経費は二億七千三百萬ということでございます。

それから二十九番は、特に前年度に見ますと、新婚夫婦にパンフレットを配りまして、いろいろ指導したいというの、三百七十七萬ほど入っております。三十の社会保険国庫負担金につきましても、各特別会計のほうで申し上げます。総体におきまして九億六千七百萬円の増。それから三十一番の健康保険組合の

補助でありますが、これも事務費は六千七百万ふえるということで、被保険者が約四十八万人の増、これはあとで申し上げますが、国保の被保険者がだんだん減りまして、都市の産業労働者のほうに入ってくる。したがって、政府管掌あるいは組合管掌のほうの健康保険関係に入り込む、こういう関係がございまして、単価は百四十円でございしますが、六千七百万は人員増による増であります。次のページへ参りまして、給付費の臨時補助金、これは昨年より八千万減っておりますが、弱小の健康保険組合に対する臨時的な補助金だということで、最近の標準報酬のアップその他を考えまして、二億円でいいのではないかとということでおさました次第でございします。

三十二番の国民健康保険助成費につきましては、総体六百六十五億で百十九億、約百二十億円の増額であります。が、内容としましては、所帯主の七割給付を十月から行なうという前提でございまして、療養給付費の補助金、いわゆる二五％分ありますが、それが四十三億四千八百万、それから財政調整交付金につきましては、摘要に書いてございますように四本ございます。従前分が八十三億、これは五分相当分でございます。それから給付改善分と申し上げますのは、世帯主に限り五割から七割に上げます。その二〇％部分のうちで、一五％は国庫補助でまかない、五％は保険料増徴その他でまかなうこととなりますけれども、四分の三を国が持つというのが三十九億四千五百万円でございます。それから減税対策分四十一億八千万と申しますのは、米価引き上げその他に伴う低所得対策

をどうするかということであつたものでありますが、これは總被保険者四千万人の二〇%部分につきまして、いわゆる低所得部分であります。一人五百円の減税をするという計算で、四十一億八千万の金が入つております。それから地域差撤廃による保険料はね返り対策分というのが八億六千万円ほど入つておりますが、これは二割五分あるいは五分というのは、必然的にその部分は医療費の高騰分は入りますが、地域差撤廃によつて保険料が増徴される被保険者の負担を軽くしたいというので、本年九月以降上がる部分につきまして、保険料を吸収するという意味で、別個に八億六千というものを組んでございます。以上の四点——財政調整交付金だけでありますが、四

点を足しますと財政調整交付金は、百七十三億五千七百万という相当の金額が要ることになるわけでありますけれども、ただし予算化されるのは、その下に、財源△二十六億五千万というのがございます。これは現行の財政調整交付金の中で、あるいは制度の変更によりましてひねり出す、新対策の財源としてひねり出すというのが二十六億でございます。この論点は三つございまして、従前分の合理化というのは、財政調整交付金五分のうちで、支給方法を改善いたしましてひねり出すのが十五億、それからその次に、生保併給廃止八億七千というのは、さっき申し上げましたように、三カ月間、生保に落ちても国保でしよっておった、それをすぐに生保のほうに引き取ってもらおうということで、生保に十五億入れておりますが、その見返りといったしまして八億七千ほど国保財政としては軽く

なるわけでございます。それから繼續給付期間延長は、現行保険で現在三年となつておりますが、これを五年にするという事で、その負担が二億七千三百万、以上二十六億五千万を差し引きますと、ちょうど財政調整交付金が百四十七億六百万という数字に相なりまして、これが従来の五分分を含めまして約二倍近くになったという事でございます。それから事務費につきましては、百二十円を百三十円、それから保健婦の補助金は、人数は変わりませんが、次のページに参りまして、予算単価が十七万九千円、これではいかにも低いじゃないかというので、これは三十万三千円というふうに、相当大幅な増額をしていただいております。

三十三番の国民年金の国庫負担金につきましては、拠出年金二十二億、これはほとんど自然増であります。それから四十五ペーシの(2)、福祉年金給付費財源繰り入れ、これは五十五億円の増であります、自然増が相当ございますのと、改善分というのは、摘要の上から三行目に書いてございますが、二十億三千三百万ほどございます。この内容といたしましては、年金額の引き上げ、これは九月から実施、老齢年金は百円のアップ、それから障害、母子、準母子は、いずれも三百円のアップということにしまして、そのアップ関係が、九月実施として十五億二千万、それから本人の所得制限緩和、これは九月、十五万から十八万、それからその次の、むすこさんが働いている扶養義務者の所得制限緩和であります、五十万円というのを六十万円、これも九月実施でございます。それから

母子加算年令引き上げは、身体障害廢疾の子に限って十六才で打ち切るのは氣の毒だ、二十才まで延ばしてやれば、二十才以降障害年金のほうに移行するといふので、年令制限を延ばしていただいております。

それから三十四番の留守家族等援護費につきましては、特に申し上げることはございませんが、四十七ペーじの摘要欄の上から二行目、療養手当というのが六百九十九万ございますが、これは引き続いて一年以上入院治療しておる者でありまして、その人が傷病の程度によつて増加恩給などをもらつていない人は、やはり生活に困るだらうからということで、月二千円差し上げるといふ、こういう格好にして六百九十九万円を計上いたしております。

それから三十五番の戦傷病者戦没者、これは七億四千八百万はどの増でありますが、昨年の恩給増額関連の自然増が大多数でございます。次のペー
ジの、事項の(2)の法律の一部改正に伴う施行費というので七千七百六十七万というのがございますが、遺族年金、障害年金につきましては、これは法改正で御審議をお願いしたいと思ひますが、第一点は、準軍属の処遇改善、いわゆる戦時災害要件の撤廃とかというものであります。それから(2)として、満鉄職員等、こういうものの処遇改善は、軍の指揮下にあつて、実質上軍と同じような活動をしておつたにかかわらず、対象にならないという人がある程度救いたい。それから、非戦地勤務有給軍属の処遇改善、これは旧令其済の特例措置法で救えない人を何とかパランスの取れるように救つてあげたいというのが二千二百万円、それから特

例年金支給要件緩和と申しますのは、営内居住の軍人が、公務死ではありませんが、在職中あるいは退職後一年以内に、結核、精神が三年以内でありましか——死にました場合には、遺族に年金がいくわけであります。ところが、一年、三年というのは、いかにも短いというので、これを二年、結核、精神の場合には六年というふうに延長する、それによつて救われるゆえんが出てくる、金額は少ないのでありますけれども、そういう四点の改正をお願いしたい。その関係の経費が六千八百万円であるということでございます。

それから、三十六番の特別給付金の事務処理費につきましては、これは国費費をどうするかという問題はまだき

まっておりますが、いずれ法案の御審議をお願いすることになりますから、事務的なものを扱います厚生省としましては、この簡単な事務費だけ五千六百万というものが入っております。給付費はもちろん大蔵省の予算に入ります。

三十七番は、特に申し上げることはございません。

それから、三十八番の国立公園につきましては、六千八百万円とふえておりますが、特に制度的な変更はございません。

三十九番の、休暇村の造成費についても、前年三千万が一千万ふえて四千万ということでございます。

以上かけ足でございましたが、一般会計の省の予算を終わらしていただきまして、次のページの特別会計五本でございしますが、それについて簡単に申し上げます。

厚生保険特別会計の健康勘定につきましては、歳入歳出とも千七百四十七億というところでありますが、一般会計よりの受け入れは、前年より五億というところでございまして、被保険者数が前年より百四万くらいふえるという計算でございまして、この百四万と、組合にいます四十八万人の合計百六十八万人前後くらいは、いずれも国保のほうに被保険者の減は、農村から都市へ移動してくるというふうな格好に相なっております。

それから次の五十三ページに参りまして、日雇健康勘定であります。これは十二億七千万の歳入歳出の増であります。一般会計受け入れは三五％という定率のほかに、特別対策といったしまして、これは地域差とか、いろいろなアップとか、いろいろの関係がございまして、前年より五千万の予算補助——三五％のほかに五千万の予算補助がついておられます。合計三十七億千五百万、それから借入金であります。これはどうしてもつじつまが合いませんので、昨年は十五億借りたのであります。来年は二十三億、約八億円の借入増で経理をまかなおうという考え方でございまして、それから年金勘定、業務勘定につきましては、技術的な問題で特に変わるところはございません。

それから五十五ページにつきましては、船員特会でございますが、これも一般会計の受け入れが六億二千五百万というところでありますが、これは、法案の御審議をいずれお願ひすることになります。漁船の一部について、適用範囲を若干拡大したという点、それから、船員失業保険の給付改善、いわゆる

最高額のアップとか、扶養加算の新設とか、これは労働省と歩調を合わせたものでありますけれども、そういうふうなものがございまして、国庫補助といたしまして、七千六百万円ほどの増で、総計六億二千五百万というふうなふえてございまして、

それから次に参りまして、国立病院の特会でございますが、歳入歳出とも二百一十一億というところであります。変わりました点は、一般会計の繰り入れが二十七億ございまして、前年より三億一千六百万円の増、そのほかに、(3)で借入金十億というのを書いてございまして、これは、国庫繰り入れだけで、ほちほち病院整備をやりましたので、は、とても間に合わないというので、財政資金のほうから十億円を借りまして、できるだけピッチを上げて、施設整備を行ないたいという考え方でございまして、したがいまして、歳出の項で、摘要欄の(四)の一番下でございまして、施設整備費が、十億円を入れます。三十五億八千二百萬、これが前年度は二十三億五千万でありましたので、十二億二千八百万の増というところでございまして、これは財投の十億新規に入つたものを含めてでございます。これだけ整備のテンポが上がってくるというところでございまして、それから五十八ページの三十八年度あへん特会というので、これは売り払いが五十五トン、それから買い入れが外国産五十六トン、国内——これは和歌山が中心でありますけれども、国内の買い入れが四トンというところで予算を組んでございまして、

それから五十九ページの国民年金特会の国民年金勘定につきましては、特

に申し上げることもないと思ひます。

一般会計受け入れ百四十億、それから歳出につきましても、まだ十億ほどの歳出でございまして、本格的な給付には至らないというところでございまして、六十ページの中間の事項で、福祉年金勘定、これが総額として五十五億八千八百万の増であります。歳出部分としましては、従前分が三百七十億、改善分が二十億三千三百万、先ほど申し上げましたように、この二十億の内容は、給付改善、支給制限の緩和というふうなものでございまして、業務勘定は、普通の事務経費でございまして、説明を省略させていただきます。

非常に取り急ぎでしたが、以上で御説明を終ります。午前の部はこの程度にとどめ、午後は一時三十分より開会いたします。

これにて休憩をいたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(加瀬亮君) ただいまより開会いたします。

午前中に引き続き、社会保険制度に関する調査を議題といたします。

阿具根委員並びに鹿島委員より質疑の通告がございましたので、順次これを許します。阿具根委員。

○阿具根委員 厚生省から、ただいま資料をもらいましたけれども、まだ目を通しておりませんが、福岡県の三瀬郡の荒木駅のすぐ傍向かいにありまして三光化学株式会社、この工場でPCPとBHCの農薬が製造されておりますが、それについて、人体に非常な影響

があるという陳情を再三にわたって受けております。厚生省もこの陳情を受けておりました。厚生省から受けたら上田教授を派遣して調査をされたことがあるはずでございまして、その上田教授の調査の結果、あるいはその後の対策等について、厚生省から詳細報告を願ひます。

○政府委員(牛丸義留君) 福岡県の衛生部のほうから、ただいま阿具根委員から御質問がございました。先ほど申し上げたように、私もこの間、中央薬事審議会の臨時委員をやつていただいております。東京歯科大学の上田喜一教授を現地に調査に行つていただきました。そしてその結果をもとにいたしまして、さしあたり措置すべき点を県の当局に対して、私のほうから指示をしたわけであります。

その内容は、次のとおりであります。その要点を申し上げますと、設備に対する改善の事項という点につきましては、換気装置については現在の換気能力が完全ではないというふうに視察の結果見られましたので、特にローライ室においてはPCPの空中濃度は二ないし二・七立方ミリグラムというふうに推定される。そういうことから作業の従事者はもちろんのこと、外気に漏洩すれば、保健衛生上危害を生ぜしめるような可能性があると思われま

すので、この点を十分能力を有する室内用の換気装置を設けるようにしてくれ、そういう点を第一に。それから第二点は、ミストコレクターの洗滌装置についての指示をいたしてあります。これは従来の洗剤による方法は不完全であつて、排気孔における濃度は二一六立方ミリグラムの高濃度であ

る。その本体はPCP並びにPCP等の蒸気と考えられるので、弱アルカリ液等で洗滌吸収する方法を考慮すること。それから第三点は、排気孔についての措置を考へる。それから第四点は、ローライ室について、特に清掃について十分留意すること。それから第五点は、乾燥炉において温度が異常に上昇したときは、異常高温を自動的に報知する等の装置を設けるようにしてくれ。それから附近の居住地区への漏洩を防止するため必要な試料の採取器を必要箇所に設けるようにしていただきたいということが、これが設備に関する改善の事項として、視察の結果、指摘された点でございまして、

それから第二点は、工場の作業管理に関する事項として、工場内の必要箇所において、定期的に空気中のPCPの濃度を測定、記録して作業管理の適正をはかるようにすることが必要である。第二点は換気時間については、夜間時において、管理不十分のため、外気への漏洩の危険が考えられるので、特にその対策に留意することが必要である。こういう点を視察の上の専門家の指摘事項といたしまして、十分県当局を通じて、同工場が配慮するように指導していただきたいという通知を県の当局に出したわけであります。

それに従ひまして、昭和三十七年——昨年の十二月二十七日付で、福岡県の衛生部長から三瀬郡の筑前町長宛てに、三井化学工業株式会社大牟田工業所久留米工場のPCP製造に関する問題について、というふうな通知、それから三井化学工業株式会社大牟田工業所所長宛て同衛生部長から、ただいま申し上げましたような設備並びに

操作についての改善の事項を十分措置して、そしてその結果を報告するよう、という指示を与えておられるわけでございます。現在私どももいたしましては、専門家の調査の結果、とりあえず、こういう措置をとったわけでございます。

○阿具根登君 その県からの措置をとったというのは、去年の十二月ですか、今の話ですと去年の十二月です。

○政府委員(牛丸義留君) さようでございます。

○阿具根登君 そうしますと、この上田先生の報告書の中には、専門的な問題は避けるにいたしましたも、住民に対する措置ということが書かれてあるわけですね。それによりますと、住民の一部にノイローゼによる過剰心配症が見られる。それから二番目に住民の健康診断は、そのほうについて云々といふことがあるわけですね。これは健康診断は、そのほうについて云々といふことは去年の二月だったかと思うのです。そうすると、その間に、これは一応私も調査してみましたが、操業直後あるいは数カ月の間は、これは工場といいたしましても、完備してない、いろいろな事故が起こる、故障が起こる、そういう点で有害なガスが出るといふことも、これはあり得ると思うのです。それによって相当多数の人が苦痛を訴えておる。その苦痛に対してどういう処置をとったか、この第二項目、第一項目を考えてみる場合、住民がなぜノイローゼになるほど心配をしなればならぬか、そういう点をひとつも考えておられない。ただ科学的に、これを○・○五まではいいのだとか悪いのだとか、そういうものでな

くて、住民はそこで何年、何十年と住む人なんです。科学者が行つて一日か二日で結論をもつてくる、それだけでいいのかどうか。そのときの風向きはどうであったか。そのときの操業状態はどうであったか。そのときの機械の工合はどうであったかという問題を調査するためには、今もらった資料によれば行かれたのが二日ですね。おそらく現場におられたのは一日だと思ふのです。

それだけでこれが研究だ、これが調査だといふことで、きめつけることができるかどうか。その後厚生省としては、どうされたか。今私のもとに、相当多数の人の症状を訴えてきておられる。鼻血が出る、のどが痛い、くしゃみが出る、そういう人たちに對しては、一体厚生省としては、どういう処置をとっておられるか、その点について御質問申し上げます。

○政府委員(牛丸義留君) これは私どももいたしまして、二面から考えていふ必要があると思ひます。一つは工場内の設備の改善という問題と、それからその結果生ずる、いわば公害に対する対策という二つの面から考えていく必要があると思ひます。

それで、上田先生を昨年の十月、私もとして現地の調査をしていただきましたのは、工場の設備並びに管理上において問題がないという点が調査の主体でございます。これは私も管理しております。施行の責任を持っております。毒、劇物の取締法に基づいて、そういう措置を講ずる必要があるという判定を行つてもらつたわけでございます。その結果、種々改善すべき点が出てきて、それに対しては、必

要な指示をして帰つて見えたわけでございます。私も、それは一つの、それとしてやらなければならぬわけでございます。しかし現実には、住民に對していろいろなお問題点があるといふことも聞いておりますので、これは県の衛生当局とも、その後の観察、連絡をとるよう言つておるわけでございます。なお住民の健康診断なり、そういう点から見て必要な措置は、県当局を通じて、いわば公害の対策として、必要な措置を講ずる必要があるかと思ひます。しかし、ただいまのところは、とりあえず、工場の設備を改善することによつて、そういう害が生じないような措置をとることをとりあえず指示したというのが現状でございます。

○阿具根登君 もちろん工場内の設備を要えられることは、それはそのとおりですが、こういう住民が非常な心配になつておる、また、そういうにおいがある。極端に言えば、非常に有毒なガスでにおいのしないものもある、今度は無害でにおいのするものもあります。しかし住民といふのは、今日まで、そういうにおいのするものは、これは聞いたことがない、そうしてその後になつてくる、まずそれに対する対策を立ててやらねばならぬ、ところがあなたのおっしゃるのでは、それは県のほうでやるように示達してもいいんだ、県のほうには、おそらく数十回陳情に行つておると思ふ。県でできないから私らのところに来ておるわけなんです。だから、厚生省がこれだけの調査もされ、あるいは県に對して示達書も出しておられますが、出

しつぱなしで、それだけで放つておかれる、県のほうでは、これだけのそれじゃ患者が出てきておるのに對して、一つも健康診断をやつた形跡もないのです。もしもそれが原因で病気ができておつた、あるいは今はそういうガスは出ておらんけれども、いつ出るかかわからない、あるいは今も出ておるかもわからない。この前出たのが非常な何というか、神経を刺激して、これが他の病気を誘発するかも知れない、こういう状態にあるならば、まずこの人たちに對して健康診断は、これは当然厚生省が指示せなければならぬと思うのです。その県がやらぬからといへば、県は厚生省だといふでしょう、責任は一体どこにあるのですか、住民に對してですよ。工場内に対しては、また別に質問いたします。今の場合はまず工場内でなくて、住民が、この工場誘致に賛成された方が、こういうノイローゼになるような心配をされておる、これに対する対策は、それじゃ県に責任があるのか、厚生省に責任があるのか、それをお尋ねいたします。

○政府委員(牛丸義留君) 責任という点でございますが、私は工場の施設が、工場のいろいろ製造の過程において廃棄されるガスなりそういう臭気、そういうものによる危害があるとすれば、これは第一的には、その工場が責任があるわけでございます。それに対して、私どもとしては毒、劇物の取締法によるその工場に対する指示権が業務局としてはあるわけでございます。それから、したがつてその指示を適切にしてないという意味の責任は、

私どもは当然これは感じておるわけでございます。またその改善にさらに努力したいと思つてございまして、が、公害そのものに對する責任となれば、結局会社が持つ、その因果関係を、それじゃどういふふうに判定するかというふうな問題は、これは学問上の問題として、なお検討の余地があるかと思ひます。

しかし、それは別といたしまして、少なくとも私どももいたしましては、現状のままでいいと思つてゐるわけじゃございませんで、第一回のそういう調査をした結果、とりあえず工場の設備の改善をする、なお、ただいま阿具根先生のお話のように、住民でそういう訴えがあるといふことでございまして、これは至急、県当局にも必要な健康診断なり、その他住民に對する適切な措置をとるよう指示をした、い、かように考える次第でございます。

○阿具根登君 県当局の話聞いてみますと、PCPの被害だといふことがはつきりしておらない、だから健康診断できない、こういう考え方のですよ。PCPの被害だと、はつきりしておれば、当然責任者が出てきますよ。だからPCPの被害だとわからないから診断ができないと言つてゐるのです。僕は、それを上田先生のこの報告を見て、PCPの被害であるうがなからうが、住民が安心して生活ができるためには、こういう環境の場合には、まず健康診断をやつて、普通のかぜなら、あなたのは普通のかぜです、のどが痛いのはかぜですよ、という權威ある診察をやる、そうして安心をさせる、こういうのが、私は政治の親切なや

るのだ、このガスでは、そういう刺激
がありますということは、今局長が
言っておられるとおりだから、そうい
う心配がないように、ひとつ県当局な
り、あるいは厚生省から調査官を派遣
するなりして、少し長期間、たとえば
一カ月なら一カ月、二カ月なら二カ
月、まあそういうような調査の方法は
ないものかどうか。

調査を長期間やるという点は、これは上田先生自身も指摘されておる点でございいますし、私どもは、これはぜひやる必要があるというふうに考えております。必要な個所に検査のための設備を置いて、そして長期的に観察をす

なり天候その他のことを照らし合わせて、長期的に観察して、そこから出るデータを出す。そういうことは、これは基本的に必要な条件でございますし、上田先生も、その点は指摘されておるわけでございますから、さらに

必要な点は、それに即応して長期的な観察をする方法を講じたい。
 もう一つは、住民の健康診断、これもいろいろ技術的な問題があらうかと思いますが、その点は県の衛生当局とも、よく打ち合わせをしまして、適当

うふうに、私どもは早急に指示したい
 と思つておるわけでございます。
 ○阿具根登君 農林省、それについて
 お考えがあつたらお伺いたします。
 人体にそれだけの関係があるというこ
 とになつて参りますと、これは農産物

農薬でございますから、農林省も相当

るのだ、このガスでは、そういう刺激
がありますということは、今局長が
言っておられるとおりだから、そうい
う心配がないように、ひとつ県当局な
り、あるいは厚生省から調査官を派遣
するなりして、少し長期間、たとえば
一カ月なら一カ月、二カ月なら二カ
月、まあそういうような調査の方法は
ないものかどうか。

調査を長期間やるという点は、これは上田先生自身も指摘されておる点でございいますし、私どもは、これはぜひやる必要があるというふうに考えております。必要な個所に検査のための設備を置いて、そして長期的に観察をす

なり天候その他のことを照らし合わせて、長期的に観察して、そこから出るデータを出す。そういうことは、これは基本的に必要な条件でございますし、上田先生も、その点は指摘されておるわけでございますから、さらに

必要な点は、それに即応して長期的な観察をする方法を講じたい。
 もう一つは、住民の健康診断、これもいろいろ技術的な問題があらうかと思いますが、その点は県の衛生当局とも、よく打ち合わせをしまして、適当

うふうに、私どもは早急に指示したい
 と思つておるわけでございます。
 ○阿具根登君 農林省、それについて
 お考えがあつたらお伺いたします。
 人体にそれだけの関係があるというこ
 とになつて参りますと、これは農産物

農薬でございますから、農林省も相当

研究されておると思ひますから、農林省のほうからお答え願ひます。

○説明員(石倉秀次君) このPCPは、昭和三十三年に畑作の除草剤といふたしまして登録したのでございますけれども、非常に広範囲の雑草に有効でありますのと、特に昭和三十五年以降、このPCP除草剤は、水田のヒエを初めといひまして、除草に非常に効果があるかたがた、このPCPは、一回の施用で、ほとんど稲作期間中除草の手間を省くことができますので、非常に量が増加いたしました。現在では水田で、約百万ヘクタールの使用量に達しております。PCPは、先ほど厚生省の薬務局長からお話のありましたように、かなり人体に対する毒性の強い農薬でございますが、この農薬としての利用につきましては、両省の間でも十分協議いたしまして、現在このPCP農薬は、すべて劇物扱いになっております。なお、農林省として、このPCPを除草剤に登録いたしました。と、農薬取締法によりまして、製造及び販売業者に対して表示の義務を負わしております。この表示の中に、PCPは劇物であるということ、それから先ほどお話のありましたように、皮膚、あるいは粘膜につきますと、かなり強い刺激がございますが、めがねをかけたり、あるいはマスクをかけたりして散布するようという注意事項をつけております。またPCPは、漁介類に対して、相当強い毒性がございます。これを魚介類に対して被害を防止するために、PCPを使用しました水田の水が流れ出ないように、あぜを高くしたり、あるいはネズミ、モグラの穴等をふさぐというように、極力魚介類の被害の発生防止に努めて参つたのでございます。

○阿具根登君 被害の発生防止に努めて参つたのでございませう。なお、このPCP除草剤は、現在、水溶剤及び粒剤がございます。このPCP水溶剤は、PCPそのものを水に溶かしまして、そして飛散することのないように散布するという形のものではないかと。また粒剤は、これは手でまくのでありますが、普通の粉であります。それが皮膚につきましたり、あるいは粘膜を刺激するといふことがありますので、特に粒剤を大きくしまして、落下するといふような形に製剤をいたしまして、極力このPCPを使う農家に対して危害のないように努めております。

○阿具根登君 それは、PCPという農薬を使う場合に対する……、それはわかりますけれども、これが農作物等に被害を与えた場合にはどうか、そういう措置はどういうふうにとられておるか、そういうことなんです。

○説明員(石倉秀次君) 今回、福岡県三潯郡の三光化学株式会社の工場からPCPが飛散しまして、周辺の農作物に対して多少被害が出たようでございます。これにつきましては、被害の問題は、常にと申しますか、ほとんど大部分、県を通じまして当方まで連絡があるのでございますけれども、この件につきましては、当事者間の間で話し合いがつきましては、県からは報告に接しております。

○阿具根登君 新聞を拝見してみますと、何か賠償その他も考えてやられたようなことが出ておりますが、当事者間で賠償その他をやった経過を御存じ

だったならば、どの省でもけっこうですが、知らせていただきたい。——いなら、私のほうで調査するからいいです。

基準局出ていますね。基準局のほうは、おそらくこれは基準局まで耳に入っておらないと思うのですが、一般の住民の方には、これだけの健康上の苦痛を訴えられておるとするならば、これはこういう工場の性質上、当然基準局として調査されたことがあると思うのですが、調査したことがあるかどうか、一般従業員の勤務状況はどうなのか、出勤状況はどうなのか、あるいは勤務状況はどうなのか、そういう点をお知らせ願ひます。

○政府委員(大島晴君) PCPに関連いたしまして、従業員に対する労働衛生上の問題は、かねて昭和二十六年くらいから問題になっておりました。昭和二十七年の秋に、労働基準局長名をもつて全国に通達をいたしました。施設の改善、保護具の使用、健康診断の励行、こういう詳細にわたって指示をいたしたわけでありまして。さらに昭和三十四年には特殊健康診断項目の中に、PCPを追加した措置をとっております。

ただいま御指摘の三光化学でございますが、これは従業員が現在百三十八名でございます。そのうち男子が百十一名、女子が二十七名、年少者はございませぬ。この中で、直接この工程に参加いたしておりますものが八十一名でございます。男子が六十三名、女子が十八名であります。ただこの女子は直接粉砕工程には従事いたしておりませんで、袋詰めをいたしましてあとの包装作業にのみ従事いたしております。

す。こういう三光化学でございますが、現地の福岡の基準局で、この会社についてとりました監督指導の措置は、三十六年にこの工場の設置届が出たので参りました。その翌日直ちに施設の監督を実施いたしております。それから三十七年、昨年の七月三日に、安全と衛生の監督を実施いたしております。それから八月の十二日から十九日にかけて、この工場が作業を中止いたしました。そして施設の改善をいたしましたのでありますが、その直後九月二十六日にさらに衛生指導を行ないまして、昨年暮れの十二月十日に、熊本大学の衛生課長が熊本大学の専門家である野村教授と一緒に現場について監督をいたしております。

監督の結果によりますと、健康診断でございますが、特殊健康診断実施項目の中に加えましたので、毎月一回従業員の健康診断を実施しております。この施設の改善をいたしました昨年の八月以降においては、白血球の減少の所見の現われた者はございませぬ。労働環境については、怒限度以下の数値になっております。したがって、現在のところ従業員につきましては、PCPの労働衛生上の問題としては、特に異常はないと思ひますが、ただ阿具根先生、かねてこの問題については非常に御心配もなさっていらつしやいます。また、本日重ねて御指摘もいたいただきました。私もいたしましては、毎月の健康診断の結果をよく注意いたしまして、異常所見の現われた場合、あるいは現われそうになった場合は、適切な措置を講じていくように、万般の注意を怠らないようにいたして参りたいと思ひます。

○阿具根登君 私も現地を調査しております。質問はこの程度で打ち切りませんが、厚生省に申し上げたいことは、局長のお話を聞いておりました。これは被害はないのだ、安心してよろしいといふことは言えないわけなんです。ということは、住民が非常に心配をしております。こういう病気を引き出しておるといふことを肯定するところになるわけなんです。肯定でなくとも、そういう場合もあるかもしれない、あるいはまだガスが出ておるかもしれない、こういうことになるわけなんです。だから、基準局は従業員百三十数名ですから、これは簡単にできたかもしれませぬし、あるいは直接作業をしておるのですから、こういうことをやらされるのは当然だと思ひます。けれども、住民にこれだけの心配があるとするならば、これは企業誘致したにしろどうにしろ、やはり住民の協力がないと立たないと思ひます。まず住民の人の、權威ある調査をやり、診断をやり、安心しなさい、大丈夫ですというだけの責任があるお答えのできるように早急にしてもらいたい。それから、健康診断を早速やるように手はずを整えていたしたい。以上、二点を強く要望いたします。そして、私近々調査に参るつもりです。そのあとでまた、あとの質問を続けたらと思ひます。きょうは、これで終わります。

○藤田藤太郎君 私は厚生省にお願ひしておきますが、水俣の水俣病の病源は、大体よい状態だと言われているけれども、実際には、どうもやっぱり被害者が出ていのように私は聞いておる。ひとつ来週の水曜日、厚生関係で

これがありますから、そのときまでに、具体的に調べて、最近の調べた状況をここで御報告願いたい。これに關係して、お願いしておきます。

○委員長(加瀬完君) 今の点政府何か……

○政府委員(五十嵐義明君) この点につきましても、御要求のとおり来週の水曜日に、資料を整理いたしまして御報告申し上げます。

○委員長(加瀬完君) 鹿島委員。

○鹿島俊雄君 本日、本院において豪雪対策に関する決議が行なわれまして、かつその具体的な対策につきましても強い要望がされたわけです。これに対して池田総理からは適切なお答えもございましたし、政府もその措置につきましても、完璧なものがあろうと承知いたしましたが、二、三、具体的な措置についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

第一点は、雪害地におきまます保健衛生の維持強化の問題であります。聞くところによると、一部にチフス、赤痢等の発生があります。この実情並びにこの対策について具体的にどのようなことが行なわれておるか、まずお伺いいたします。

○政府委員(尾村健久君) 雪害地の一番心配でございますのは、今御指摘のとおり、赤痢、腸チフス等の伝染病並びに法定伝染病ではございませんが、インフルエンザ、あるいは悪性の感冒等の、こういうような悪疫でございます。現在まで把握いたしましたところでは、伝染病の中では赤痢が、先般新聞紙にも報ぜられましたが、富山の市立の愛育園という養育並びに養老施設

で七十八名の収容者を持つておる施設でございますが、一月二十八日から収容児童、学童三十六名、それから保母一名、計三十七名の赤痢の発生を見ましたので、非常に心配いたしました。直ちに県と市が協力いたしまして、この三十七名は保母並びに患者でございますが、直ちに市立の伝染病舎を、持った大きな病院に収容隔離いたしまして、これは万全の治療を開始いたしましたので、もうすでに経過はよろしいやうでございます。問題は、雪害と発生との関連が、他の地域にも非常に脅威でございますので、調査いたしましたところ、これは新収容児の一名に保母者が入つてきたらしい、これが園内に逐次接触感染した可能性が多い。これが一番の可能性でございます。その他、一時簡易水道が二日ほど停止した事実が、それから一週間ほど前にございまして、それに関係があるかという点でございますが、それは直接潜伏期間その他から関係なさそうである、もっぱら接触感染らしいというところでございますので、あと四十名ほどの残存者がございまして、便所の消毒、それから給食施設等の防疫措置は直ちに完了いたしました。その後続発の見込みはまずないということで、この点は大体安心の程度になりました。しかしながら、こういうような例がございまして、富山県下といたしましては、他の、ことに集団収容施設、あるいはその他の深雪地帯の家庭はどうかというところで、これは相当に調査いたしましたところ、現在のところ、若干出ておりますが、これはいずれも散発でございます。昨年のこういう豪雪でなかった同時期と比べて、

むしろ昨年より少ないということで、これは結果においては、雪のために出歩きがでなないために、集会等がむしろ昨年よりは少ない。ことに旧正月をひかえて、毎年多発の傾向があるわけでございますが、今年はむしろ逆に恵まれていて、現在は流行の兆候はない、こういうことでございます。新潟、福井、石川県につきましても調査をいたしました。現在のところ、異常発生はないは集団流行というものは、同様の事情で認められない、こういうことでございます。しかしながら、これは日がたちますと、問題は尿尿が停滞いたしまして、くみ取りができません。あふれてくる。そうなりますと、便所から周辺にしみ通っていくための汚染と、それからいよいよ大便秘でなくなりまして、くみ取つて雪の中に放置いたします。これによる散布の危険、これが非常に濃厚でございます。伝染病対策としては、雪道の開通による尿尿くみ取りを適切に急務とする方法、でなければ、臨時の便槽を設置する。これは環境衛生対策が前提になりますので、環境衛生局の係官が現地に行かれましたので、十分連絡をとつて対処する。しかし、それにいたしまして、あふれる場合もありますし、やむを得ず放置する場合もあります。このうち、最小限度、便を消毒しておく。こうなりましたら、きたなくて不快ではありませんが、伝染病の散布だけは最小限度食い止められるということで、便の消毒薬の確保をさせまして、現在四県とも、十分入手済みでございます。保健所にもある程度おろしておきますので、そういうような地帯を見つ次第、逐次各家庭まで消毒

薬を配給いたしました投入しておく、と、これだけの措置は現在嚴重に指示をしております。それから、一番心配なのは、やはり集団収容施設でございます。これは逆に外には出させなくても、こゝろは逆に出させなければならぬ、一名出ますと、その中における蔓延というものは、水が不如意なこと、それから外とのいろいろな連絡、協力が困難なので一番危険でございます。集団施設に特に目をつけまして、保健所から適切に給食と、それから環境衛生問題、ことに尿尿の始末、これの指導を重点的にやる、一般の家庭までは、とても雪のためにできないし、融雪時期が一番危険で、現在のところ、むしろ安全な状況というので、こちらは少し手を抜きまして集団施設中に指導する、こういう方向で今指示をいたしております。それから、なほ発生した場合に、早期発見をいたしまして雪道で閉ざされておきますと、せっかくの伝染病舎に、実は収容が困難で手おくれをいたしますので、今回の雪害中の一番容易に運べる伝染病舎というものを設定いたしておきまして、そこに輸送方法をあらかじめきめておくと、発生届出があつたら、そこにふだんとは違つた隣村でもいいから、一番運びやすいほうに臨時に収容する、これの手立てを今指示いたしております。それから、二月末から三月上旬になりますと、融雪時期で、このときが一番危険状態でございますので、現在、大体防疫班の編成を終わつておりまして、現在活動しておるのは必要ないのではありません、雪融けが早く始まるともございまして、そういうところ

には、散布を防止するという意味で、重点的な消毒措置、それから豪雪のいろいろな始末、これの指導に歩く、こういう手はずだけは、現在整えて待機中と、こういうことでございます。それから、インフルエンザの心配もございましたが、昨年の十一月の降雪以前に、学童ほとんど全員にインフルエンザの予防注射を、この地方も完了いたしておりますので、現在のところ、まだインフルエンザによる悪性感冒は、全然発生を見ておりません。おそろしくこのまま推移できると、あとの病氣は若干ございまして、これは普通疾病でございます。むしろ一般の医療の対策という考え方で、医師局のほうにいろいろお考えを願ひ、こういうことでございまして。○鹿島俊雄君 非常に懇切に御説明がございましたので、よく承知いたしました。ただいまの御答のように、融雪期は特に問題と思ひますので、一そうの御努力を願つて悪疫発生防止に努めていただきたいと思います。第二点は、これは少しく限局する質問ですが、医療機関に対する問題であります。特に私設保険医療機関がこの雪害により診療報酬請求書の作成提出、あるいは支払の事務が通信交通連絡の不可能のために、その事務処理が停止されれば保険が経済的に困るという状態になってはならぬと思ひます。こういう点につきましても、保険局長も、適切な指示をとつていただけたと思ひますが、現在支障なく措置が行なわれておるかどうかお答えいただきたいと思います。○政府委員(小山進次郎君) ただいま

仰せのありました、大へんこれは大切な問題でもございますし、しますので、私ども現地の事情を聴取しながら、いろいろと手配をしております。ごく大まかに申し上げますと、さしあたり出て参ります問題は、前の月に見た診療についての請求書を、指定の期日までに届けることが實際上できにくい事情にあつて、そのために支払いがおくれてしまうというようなことがあるかないかという点が一つ問題になるわけであります。

この点は、特に支払基金のほうから、現地に十分指示を徹底させまして、普通の場合でありますと、医療機関が県の支部のほうに、何らかの方法で届け出るということをしたすわけでありますが、そういう普通の方法では届け出にくい事情がございますので、支払機関のほうから、各郡、市に出向きまして、一定の期日に、そこに届け出てもらう、その場合でも先生御承知のとおり、一般の例では翌月の五日までということになっておりますが、これをぎりぎりまで延ばしまして、十三日まで受け付けるということで極力正規の支払いが、いろいろな事情で提出できなくなるようなことを取り除くような方法、これは現実には、実は先生の御注意もあつて、すでに数日前から講じて、大体、これは動きかけているようでございます。当座の問題としては、これでしるいといけると思いますが、けれども、もしこういった事情が非常に長く続くような場合、一体、それだけでいいかという問題がありますので、これはよく現地の事情をさらに検討をさせていただきます。もし今後も積雪が非常に続いている、そういうことでは、

どうも思うようにいかぬということになる。となるとすれば、場合によっては、やや無理はございますけれども、一回仮払いをするということについて検討をする心がまえで、これはすでに基金の本部に対して、それを指示しております。

それから、まあ御尋ねは今なかったのでありますが、前回御注意がでありましたので、あわせてその後の対策という意味で御報告申し上げておきたいと思いますが、実際問題として、この国民健康保険の被保険者なんかで、保険料を納めることができないというような者が出てきはないか、これについては一体どう考えるか、そのほうがうまく納まらぬという、回り回って医療機関のほうが困るという問題がでてくるのだという御指摘の問題、まことにごもっともな問題で、これも現地のほうに、それぞれ指示を徹底しておりますけれども、今の段階では、まだそこまで論ずるところまで情勢が進んでおりません。いずれにしてもこの問題は、納期が切迫して参りますときには表面化してくる問題でございますので、その場合には、従来の減免の措置を徹底させまして、この跡始末は、当然翌年度ということになりますが、その場合の調整交付金で十分考慮したいと思っております。

なおそういふような事情で国民健康保険の場合などは、特に保険料の現実の納入が第四半期では思うようにいかないために、結果として、保険の療養取り扱い機関に対する支払いの金がないというような事態が、これもないとはいえないわけでございます。その点については注意を十分いたしまして

て、もしそういうふうな事態になりそうであつたならば、県として、しかるべき措置を講ずることを考える、どうにもしのぎがつかないような事情になりそうだったら、早目にひとつ中央に言つてこい、ということ、今情勢を見ていけるような状況で、ございます。

○鹿島俊雄君 よく了承いたしました。次にもう一点お尋ねしておきたいことは、私的医療機関施設が雪害によつて損壊をした場合には、医療金融公庫によつて金融措置が講ぜられるわけですが、今回の雪害、降雪期間が長きにわたつた地域、二十日間くらいにわたつたところがざらにあると思いますが、ほとんど医療全般が保険医療でありますから、この間収入の道を断たれ、一部の保険医の中に、ある時期に生計つなぎ資金の必要が起こつてくると考えます。その場合に、現在の医療金融公庫の業務運営ではつなぎ資金のような応急資金貸し出しが出来ない状況だと聞いております。これではこの医療金融公庫設立の趣旨からいっても納得が行かない。この際、公庫の業務方法書を改善して、かような場合緊急につなぎ資金を貸出すと云ふことにすべきだと考えますが、この点について御意見を医務局長に承りたい。

○政府委員(尾崎嘉鶯君) 御質問の御趣旨は、病院、診療所、特に私的の医療機関だろうと思いますが、そこで豪雪によりまして医療の費用が要るのに、収入が断たれるので、つなぎ資金、短期資金を医療金融公庫から考えられないか、こういうようなお話でございしますが、現在のこの緊急事態に応じまして、われわれのとりました措置は、まずお話のとおり医療金融公庫

は、設備とかまた運営資金にいたしましても、長期のものを目的として設立され、また業務方法書も、そういうふうになっておりますので、短期の関係は、従来は市中銀行とか国民金融公庫によって行なつてもらうというふうな、業務の分担と申しますか、できて

おりますので、今回は二月二日に、医務局長から国民金融公庫総裁に依頼をいたしまして、「復旧資金とかまた運転資金の調達に困難をきたしているものができてくる可能性があるので、そういう場合には、実情を御賢察の上、医療機関等から降雪に伴う資金融資の申し込みがあった場合には、特別の御配慮を賜わりたく願ひする。」こういうふうにして依頼状を出し、また、こちらのほうから係官が参りまして御了承を得、下のほうに流してもらうように手筈をとっております。

それから、損壞いたしました建物とか機械類の復旧のためには、これは医療金融公庫から特別の融資とかワクを考えていきたい。公的の医療機関にも、また補助金等で考える必要があれば考えていきたい、かように考えております。

御質問の医療金融公庫のほうで短期のつなぎ融資をするという問題は、今回の問題とは別に新たな問題といたしまして、いろいろな研究させていただきたいと思います。

○鹿島俊雄君 大体わかりましたが、私の申し上げるのは、直ちに医療金融公庫からつなぎ資金を出せというわけではない。今後の事態を考えて公庫が取扱えるようにすべきであると思う。御答弁のように早急に考究されたい。私の調べたところでは、国民金融公庫

は、四四半期で三億か四億くらいは融資を考えておると言っております。しかし、これで要求の金融が十分にされるかどうか、私には疑問がありますので、当局はなお、国民金融公庫に貸し出し措置強化を交渉願いたい。

非常災害時に対する業務方法書の改

正につきましては、先程要のとおりに急速に手をつけていただきたいと思えます。この際政務次官のお考えも聞きまして置きたい。

○政府委員（渡海元三郎君） ただいま
鹿島委員より、雪害対策につきまして、種々御質問がございまして、関係
局長から御答弁させていただきました
が、本日、本院におきまして、決議
案が上程され、総理が一括してお答え
になりましたが、災害対策、特に応急
対策につきましては、災害救助法の発
動等、厚生省の受け持つ分野というも
のが非常に応急的に必要なんじゃない
かと考えます。こういった意味から、
十分督励いたしまして、善処するよう
に考えているような次第でございま
す。

なお、ただいま御指摘のございました医療金融公庫から短期融資を出したかどうかという点につきましては、今局長からお答えいたしました。が、下部機構の充実等の問題もございまして、さしあたり今回は国民金融公庫から出していただくように、大蔵省並びに国民金融公庫にも連絡をいたしまして、業務運営からも適切に処置していただくように連絡は十分とっております。なお、ワクの点も今後の推移によりまして、十分要望いたしていきたいのと、かように考えております。

（委員長 加瀬完君） 他に御発言もな

[illegible]

ければ、本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十分散会

一月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、し尿処理場設置費国庫補助増額に関する請願(第一五〇号)

一、戦傷病者のための単独法制定に関する請願(第一六〇号)(第一七〇号)(第一七三〇号)(第一七四〇号)(第一七五〇号)(第一七九〇号)(第一八〇号)(第一八五〇号)

一、引揚医師特例試験延期に関する請願(第一八〇号)(第一九〇号)(第二〇〇号)

一、老人福祉法制定に関する請願(第二二〇号)

一、原爆被害者救援に関する請願(第二三〇号)(第二六七〇号)(第一五五六号)

一、国民健康保険に対する国庫負担金増額等に関する請願(第二三〇号)(第二七七〇号)(第一一〇八〇号)(第一五九〇号)(第一七六〇号)

一、業務外せき損傷患者援護に関する請願(第二四〇号)

一、業務上の災害による外傷性せき腫障害患者の長期傷病給付及び休業補償費の給付率の平均資金全額支給等に関する請願(第二五〇号)(第二五四号)

一、保護施設職員の資格向上等に関する請願(第二六〇号)

一、石炭不況に伴う進要保護児童、生徒の就学援助対策に関する請願(第二八〇号)

一、福岡県産炭地町村標準保護児童、生徒に対する町村負担金の全

額国庫負担に関する請願(第四九〇号)

一、老令福祉年金増額に関する請願(第五三〇号)

一、部落問題解決のための国策樹立に関する請願(第七六〇号)(第一〇三〇号)(第一五七〇号)

一、生活保護基準大幅引上げ等に関する請願(第九五〇号)(第一〇二〇号)(第一〇七〇号)(第一四九〇号)(第一六〇〇号)

一、国民健康保険制度の体質改善促進に関する請願(第九六〇号)(第一二二〇号)(第一五八〇号)

一、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(第一八三〇号)

第一五〇号 昭和三十七年十二月二十四日受理

し尿処理場設置費国庫補助増額に関する請願

請願者 埼玉県川口市教育局 社会教育課内埼玉県南地城婦人会連絡協議会 内 小林麻佐子

紹介議員 小林 英三君

し尿処理場設置は、各市町村とも急務の必要に迫られているにもかかわらず、その経費がじんだため各市町村ともしゅんじゅんのやむなき事情にあると考えられることはまことに遺憾であるから、各自自治体である程度実施のできるよう、この際国並に県の助成金の大幅な増額を図りたいとの請願。

第一六〇号 昭和三十七年十二月二十四日受理

戦傷病者のための単独法制定に関する請願

請願者 高知県吾川郡春野村 前田勇之進外一名

紹介議員 寺尾 豊君

日本独立以来、戦傷病者に対する施策が徐々に進められてはきたが、現行法規援護機関はいずれもいづれにも重なり、指導援護は適確を欠き、いたずらに混乱を生じている現状であるが、これは戦傷病者の援護に対し、国家補償の精神を忘れ、一般身体障害者と同視し、社会保障と混同し、またはその施策の一環として措置しようとするところに問題がある。したがって戦傷病者の援護を強化し、あくまで自立更生と福祉の向上を図るため、国家がその責任を明らかにする必要がある、そのため現行各種法規を統合し、傷い軍人の身分を確立しなければその目的を達することは困難であるから、第四十三通常国会で単独法を制定し援護の徹底を期せられたいとの請願。

第一七〇号 昭和三十七年十二月二十四日受理

戦傷病者のための単独法制定に関する請願

請願者 山形市宮町三三二 後藤寿三郎外一名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

請願 紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第七四〇号 昭和三十七年十二月二十四日受理

戦傷病者のための単独法制定に関する請願

請願者 鳥取県倉吉市下田中丸 八 前田陸隆

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第七五〇号 昭和三十七年十二月二十四日受理

戦傷病者のための単独法制定に関する請願

請願者 青森県弘前市大字枯梗 野二四八 藤田政治郎

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第一〇九〇号 昭和三十七年十二月十七日受理

戦傷病者のための単独法制定に関する請願(二通)

請願者 神戸市生田区中山手通 二ノ一三 山本博一 外一名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第一一〇〇号 昭和三十七年十二月十七日受理

戦傷病者のための単独法制定に関する請願(四通)

請願者 福島市杉妻町一六 泉社 会課内 若林喜一

請願者 三重県多気郡多気町大字平谷三三八 中井知一 外三名

紹介議員 井野 碩哉君

この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第一五〇〇号 昭和三十七年十二月十八日受理

戦傷病者のための単独法制定に関する請願(二通)

請願者 千葉県匝瑳郡野栄町川 辺海軍陸揚軍人会内 島田誠治外一名

紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第一八〇号 昭和三十七年十二月二十四日受理

引揚医師特例試験延期に関する請願

請願者 宮城県栗原郡一迫町真坂字本町四一 遊佐寿

紹介議員 高橋進太郎君

引揚医師に関する特例法は、昭和三十七年十二月三十一日限りとなつたが、この特例法の恩恵に浴することができず、悲境に低迷する者がまだ五十余人あり、これらの者は、医業を天職とし、他への転職のみは全然なく、ただ一途医師資格獲得に生命をかけている者であるから、今一度本法令の延期方について考慮せられたいとの請願。

第一九〇号 昭和三十七年十二月二十四日受理

引揚医師特例試験延期に関する請願

請願者 北海道小樽市新富町五 八 古瀬武

紹介議員 山下 春江君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第二〇号 昭和三十三年十二月二十四日受理
引揚医師特例試験延期に関する請願

請願者 新潟県佐渡郡佐和田町 河原田本町 佐藤一馬

紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第二一号 昭和三十三年十二月二十四日受理
老人福祉法制定に関する請願(十九通)

請願者 長野県上伊那郡辰野町 今村 竹入直江外四百九名

紹介議員 小山邦太郎君
わが国の老令人口は、逐年増加の傾向をたどり、老人の問題はすべての国民の関心事となつており、各種法律においても、それぞれ老人福祉が取り上げられ、また、行政施策も行なわれているが、その間における有機的関連が薄いのは、まことに遺憾であるから、老人福祉の向上発展のために、その基本的根拠となる「老人福祉法」をすみやかに制定せられたいとの請願。

第二二号 昭和三十三年十二月二十四日受理
原爆被害者救済に関する請願

請願者 福島県郡山市菜根一三六 吉田勝英外五十六名
紹介議員 山下 春江君
原爆被害者は被爆後十七年を経過した

今日もなお、その被害のために苦しんでいる。原爆症による死亡者もあとをたらず、死没者遺族、原爆孤老を含む生活困窮者はますます数を増し、就職、結婚等についての不利な条件が存在しているから、このような原爆被害者についての援護措置を完全にするため、今国会において、現行医療法の改正、新たな立法措置を講じて、(一)生活困窮の被爆者に特別生活援護手当を支給すること、(二)障害者に障害年金を支給すること、(三)死没者に対して弔慰金と遺族に年金を支給すること、(四)医療を無料にするため現行医療法の特別被爆者の取扱いを全被爆者に拡大し、医療手当のわくを撤廃し増額すること、(五)現行法律の実施に必要な十分な措置をとること(事務費の増額等)、(六)原爆症についての総合的研究機関を設置すること等の実現を期せられたいとの請願。

第六七号 昭和三十三年十二月二十四日受理
原爆被害者救済に関する請願

請願者 宮崎市和知川原町二七四 原田雅登外千六百三十七名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一五六号 昭和三十三年一月七日受理
原爆被害者救済に関する請願

請願者 京都市下京区室町通六条下ル京都府原爆被災者の会内 日丸美義 井上 清一君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第二三三号 昭和三十三年十二月二十四日受理
国民健康保険に対する国庫負担金増額等に関する請願(四通)

請願者 山口県豊浦郡大内町間田 田中俊輔外七千五百四十三名
紹介議員 二木 謙吾君
経済の高度成長に伴う所得格差と社会的不均衡を是正するため、社会保障制度充実の必要性がとみに高まりつつあるが、特に低所得階層を対象とする広はんな諸政策が、一そう積極的に推進されなければならぬことを痛感するから、(一)大半を低所得者で占める国民健康保険の保険料(料)は、はなはだしく過重であるので、所得再配分の趣旨に基づき、国が積極的に財政負担をすることにより、これを大幅に軽減すること、(二)賦課の適正化を図ること、特に今次消費者米価の引上げの対応策として、低所得被保険者の保険料(料)の軽減措置を早急に講ずること、(三)昭和三十三年度を初年度として、三箇年以内に国民健康保険の給付率をすべて七割以上に引上げ、少くともその分の四分の三を国庫が負担すること、(四)地域差撤廃による医療費の引上げは、慎重かつ合理的に措置し、万一撤廃の場合は、国民健康保険料(料)に上乗せする増額分のすべてを国庫が負担すること、(五)国民健康保険の事務の執行に要する費用に対する国庫負担金の実績は、年々半額程度に過ぎないが、これを法定どおり実質十割確保すること、なお、診療報酬審査支払事務費に

対しても、同様国庫負担金を十割とする。こと、(五)国民健康保険の保健婦及び直営診療施設に対する国庫補助金を大幅増額して保健活動を促し、国保事業の明るい進路開拓に資すること等の実現を図られたいとの請願。

第七七号 昭和三十三年十二月二十四日受理
国民健康保険に対する国庫負担金増額等に関する請願(六通)

請願者 山口県大島郡大島町 岡村佐八外千二百二十二名
紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第一〇八号 昭和三十三年十二月二十四日受理
国民健康保険に対する国庫負担金増額等に関する請願(三通)

請願者 山口県豊浦郡豊浦町 長 新田義介外五千七百五十名
紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第二五九号 昭和三十三年一月七日受理
国民健康保険に対する国庫負担金増額等に関する請願(十三通)

請願者 山口県阿武郡阿東町大字生雲西分一、〇六一 田中薫外千四百七十九名
紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第一七六号 昭和三十三年一月九日受理
国民健康保険に対する国庫負担金増額等に関する請願(十一通)

請願者 山口県徳山市長 高村 坂彦外一万七千八百二十名
紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第二四号 昭和三十三年十二月二十四日受理
業務外せき随傷患者援護に関する請願

請願者 長崎市西町一、〇二二 大串武義外千三百名
紹介議員 久保 勘一君
せき随傷患者が人間再起の上に新しい光のめちを得られるよう、単独保護法を制定し、(一)業務外の災害によるせき随傷患者の特殊な症状と長期性を考慮し、医療費は、入院入所療養者はもちろん自宅療養者でも治療を必要とする場合、その費用は全額国庫負担とすること、(二)各種年金は収入と見なさず生活費の一部とすること、(三)せき随傷患者専門の家族ともども入所できる施設を設置すること等の実現を図られたいとの請願。

第二五号 昭和三十三年十二月二十四日受理
業務上の災害による外傷性せき随傷患者の長期傷病給付及び休業補償費の給付率の平均賃金全額支給等に関する請願

請願者 長崎市西町一、〇二二 大串武義外千三百名
紹介議員 久保 勘一君
せき随傷患者が人間再起の上に新しい光のめちを得られるよう、単独保護法を制定し、(一)業務外の災害によるせき随傷患者の特殊な症状と長期性を考慮し、医療費は、入院入所療養者はもちろん自宅療養者でも治療を必要とする場合、その費用は全額国庫負担とすること、(二)各種年金は収入と見なさず生活費の一部とすること、(三)せき随傷患者専門の家族ともども入所できる施設を設置すること等の実現を図られたいとの請願。

請願

請願者 長崎市浜平町四八八
芦塚久次外千三百名

紹介議員 久保 勘一君

業務上の災害による外傷性せき腫障害者救済のため、現行労働者災害補償保険法並びにじん肺法をすみやかに改正し、(一)外傷性せき腫障害者の長期傷病給付及び休業補償費の給付率を平均賃金全額支給に引き上げること、(二)外傷性せき腫障害者の中で補償給付及び長期給付がとくに低額である障害者の平均賃金を時の物価水準に即した額まで引き上げ、その全額を支給すること、(三)第一種長期給付(自宅療養者)を受けているせき腫障害者の医療費を全額国庫負担とし、介護料を支給すること、(四)三十五年四月労災法改正の際、特別保護法、臨時措置法が切れていった旧労災せき腫障害者にも現行法(長期給付)を適用すること、(五)せき腫障害者専門の家族ともども入所できる収容施設を設置し職業補導をすること、(六)長期傷病者補償の第一種傷病及び傷害給付を受ける(現在受けている者も含む)せき腫障害者に更生資金を支給すること、(七)長期給付から厚生年金(障害年金)の五十七・五パーセント相当額を減額することなく完全に全額併給すること、(八)長期給付のストライドは全国労働者の平均賃金が十パーセント変動した場合に実施すること、(九)遺族補償の減給給付を改め一律支給にすること等の実現を図られた。究極においては、せき腫障害者だけの単独保護法を設け、受傷から社会復帰までの一貫した療養体系を確立せられるよう特段の配慮をせられたいとの請願。

第五四号 昭和三十七年十二月二十
六日受理

業務上の災害による外傷性せき腫障害者の長期傷病給付及び休業補償費の給付率の平均賃金全額支給等に関する請願(二通)

請願者 秋田県大館市梶井沢下
岱三〇秋田労災病院内
石川修太郎外三十五名

紹介議員 豊瀬 慎一君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第二六号 昭和三十七年十二月二十
四日受理

保護施設職員の資格向上等に関する請願

請願者 新潟県三島郡寺泊町金
山新湯泉養老事業協会
内 藤原徳次郎

紹介議員 小柳 牧衛君

保護施設に勤務する職員は、収容者保護の完璧を期するため、日々研さんと努力をつづけているが、近代文化の進歩及び生活の向上と実際の社会的相和の推移にかんがみ、さらに深い専門的知識の上に立つて、保護の職責を果たしたいと熱望している。特に近く老人福祉法の制定を見ようとし、又、近く保護施設基準が公示される現実から、この際なるべくすみやかに国として、又、国が指示する項目により県として保護施設に勤務する職員に対し、職種別専門知識養成の研修会、又はテキストによる講習会等を実施して、真に当該施設職員に適応する資格認定を行なうとともに、養老施設の収容者中には、性格異常者又は破たん者があつて、真に養老の実をあげることができない事情にあるから、少なくとも一県一施設の特養養老施設を設置して、これ等の者をまとめて収容し、特別に保護指導を行なうよう、早急に施策し、国が特殊施設の一環として養老施設設置の設置を実現せられたいとの請願。

情にあるから、少なくとも一県一施設の特養養老施設を設置して、これ等の者をまとめて収容し、特別に保護指導を行なうよう、早急に施策し、国が特殊施設の一環として養老施設設置の設置を実現せられたいとの請願。

第四八号 昭和三十七年十二月二十
六日受理

石炭不況に伴う準要保護児童、生徒の就学援助対策に関する請願

請願者 福岡県議会議員 野見
山清造

紹介議員 吉田 法晴君

福岡県における要保護、準要保護児童、生徒に対する就学援助の状況は石炭不況によつて年々援助率が急増し、三十七年度では一八・二パーセントという高率に達している現状である。このことは市町村の税収減と関連し財政を強く圧迫しているが、今後の石炭鉱業施策の実施に伴い更に要保護及び準要保護児童、生徒の急増が予想されるから、産炭地市町村に対しては就学援助費の全額国庫負担の措置を講ぜられたいと共に、産炭地の学校給食開設のための施設設備補助についても開設の経費を全額国庫負担とせられたいとの請願。

第四九号 昭和三十七年十二月二十
六日受理

福岡県産炭地町村準要保護児童、生徒に対する町村負担金の全額国庫負担に関する請願

請願者 福岡県田川郡香春町
太田力雄外一名

紹介議員 吉田 法晴君

産炭地の企業縮小、休廃山により生活

保護児童、生徒、準要保護児童、生徒が激増し、特に準要保護児童生徒に対する半額の裏付け予算に対しては、町村財政を圧迫し、これがため、学校給食の普及もきわめて困難な実情にあるから、産炭地町村の準要保護児童、生徒に対する町村負担を全額国庫負担とせられたいとの請願。

第五三三号 昭和三十七年十二月二十
六日受理

老令福祉年金増額に関する請願(二通)

請願者 福岡県朝倉郡三輪村
多田重敏外四百二十九
名

紹介議員 吉田 法晴君

老令福祉年金は年額一万二千円であるが、最近の物価の上昇、国民所得の増大等をみると、この額がきわめて少額であることは周知のとおりである。年金受給の老人はこの年金を唯一のたよりに余生を送っているのであるから、この際現在の物価指数等をも考慮のうえ増額について配慮せられたいとの請願。

第七六号 昭和三十七年十二月二十
六日受理

部落問題解決のための国策樹立に関する請願

請願者 京都市下京区諏訪町松
原下 上田庄太郎

紹介議員 井上 清一君

現代のわが国において、いままお封建的な身分制度の悪弊から脱しきれず、生活と環境の悪化の中で、最低辺として生きることを余儀なくされている一部国民のあることは、民主主義的政治の理念からするものはなだ遺憾なことである。京都府においても部落数百五十地区、人口約五万一千人を数えており、これらの人々は日夜ひどい差別と貧困に苦しめられているので、府議会では部落の現実を再認識し、部落解放をめざして最善をつくすことを決議しているが、これらの問題をすみやかに完全解決するみちは国の政治的責任において実施する以外にはないと考えるから、(一)総合的有機的な施策を講ずること、(二)不良住宅の改良と、生活環境の改善を積極的に図ること、(三)国庫補助事業種目を増加すること、(四)補助率の引上げ及び適正な補助単価による補助金を交付すること、(五)三十八年度において同和関係国庫補助予算を大幅に増額すること等の実現につき積極的な配慮をせられたいとの請願。

第一〇三三号 昭和三十七年十二月二十
七日受理

部落問題解決のための国策樹立に関する請願(四通)

請願者 京都府相楽郡木津町相
楽 藤川謙治外三名

紹介議員 上林 忠次君

この請願の趣旨は、第七六号と同じである。

第一五七号 昭和三十八年一月七日
受理

部落問題解決のための国策樹立に関する請願

請願者 京都市中京区新町通竹
屋町通下ル 今西雄治

紹介議員 井上 清一君

この請願の趣旨は、第七六号と同じで

ある。

第九五号 昭和三十七年十二月二十
六日受理

生活保護基準大幅引上げ等に関する請
願

請願者 富山県中新川郡上市町
横越一四 黒沢専栄外
五千二百二十名

紹介議員 館 哲二君

国が国民の最低生活を保障するために
ある生活保護の扶助額を大幅に引き上
げ、あわせて国民を病氣と貧乏から守
るための対策を充実せられた。また、
子どもを事故から守り健康に育て
るために近くで安心して利用できる保
育所、遊び場を増設された。さらに、
生活困窮者、めくまれない子どもや老
人、身心障害者、母子家庭の人々を収
容している社会福祉施設を整備し、施
設が不足して収容できない多くの人々
のために増設せられた。また、施設
にあずけなければならない家庭の事情
がありながら、費用がかかりすぎるた
めは、いたくてもはいれないでいる
人々、また利用していても家庭負担が
多くて生活にこまる人々のために、負
担をもつと軽減せられた。さらに、
親代わり、先生代わりとして社会福祉
施設で働いている保母さんたち従事者
の給与を引き上げられたとの請願。

第一〇二号 昭和三十七年十二月二
十七日受理

生活保護基準大幅引上げ等に関する請
願(二通)

請願者 東京都文京区同心町三
〇 長山政夫外二千五
百五十八名

紹介議員 石井 桂君

この請願の趣旨は、第九五号と同じで
ある。

第一〇七号 昭和三十七年十二月二
十七日受理

生活保護基準大幅引上げ等に関する請
願

請願者 三重県津市桜橋二 三
重県社会福祉会館内
宮崎三郎外三千四百六
十一名

紹介議員 井野 碩哉君

この請願の趣旨は、第九五号と同じで
ある。

第一四九号 昭和三十七年十二月二
十八日受理

生活保護基準大幅引上げ等に関する請
願(三通)

請願者 東京都練馬区仲町六ノ
五、一〇三 西尾須和
外三千五百九十九名

紹介議員 黒川 武雄君

この請願の趣旨は、第九五号と同じで
ある。

第一六〇号 昭和三十八年一月七日
受理

生活保護基準大幅引上げ等に関する請
願

請願者 三重県津市桜橋二丁目
三 三重県社会福祉会館
内 宮崎三郎外二千九
百十一名

紹介議員 稲浦 鹿蔵君

この請願の趣旨は、第九五号と同じで
ある。

第九六号 昭和三十七年十二月二十
六日受理

国民健康保険制度の体質改善促進に
関する請願

請願者 茨城県久慈郡大子町大
字盛金 大森豊蔵外四
千二百名

紹介議員 郡 祐一君

国民健康保険に關し、(一)昭和四十年
度までに全被保険者に七割給付を実施
すること、(二)給付改善による低所得
者の保険税増額は全額国庫負担とする
こと、(三)保険者の事務費は実質十割
の国庫負担とすること、(四)国民健康
保険団体連合会の審査支払事務に對す
る国庫補助は全額とすること、(五)保
健婦補助の基準単価を三十万円以上に
引き上げること、(六)国保組合の頭打
ち補助方式を撤廃すること等を昭和三
十八年度から必ず実施されて、本制度
の体質改善を促進せられたとの請
願。

第一二三号 昭和三十七年十二月二
十七日受理

国民健康保険制度の体質改善促進に
関する請願

請願者 茨城県西茨城郡岩瀬町
役場内 大和田義一外
四千五百名

紹介議員 郡 祐一君

国民健康保険に關し、(一)昭和四十年
度までに全被保険者に七割給付を実施
すること、(二)給付改善による低所得
者の保険税増額は全額国庫負担とする
こと、(三)保険者の事務費は実質十割
の国庫負担とすること、(四)国民健康
保険団体連合会の審査支払事務に對す
る国庫補助は全額とすること、(五)保

健婦補助の基準単価を三十万円以上に
引き上げること等を昭和三十八年度か
ら必ず実施されて、本制度の体質改善
を促進せられたとの請願。

第一五八号 昭和三十八年一月七日
受理

国民健康保険制度の体質改善促進に
関する請願

請願者 茨城県東茨城郡茨城町
小鶴 中村彰正外一万
七千五百名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第九六号と同じで
ある。

第一八三号 昭和三十八年一月十二
日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に
関する法律の一部改正に関する請願

請願者 静岡県浜松市田町一
八 松本榮助

紹介議員 太田 正孝君

環境衛生同業組合の現状は、まさに危
急存亡の岐路に立っている有様である
から、この窮地を觀察されて、関係業
者の生活確保と同業組合の組織力の維
持伸長のため、環境衛生関係営業の運
営の適正化に關する法律に關し、(一)
勧告及び規制命令発動の要件として定
められている現行の事項を、単に経営
の健全の判定にだけとどめ、衛生措置
に關する事項を削除すること、(二)適
正化規程の認可並びに非組合員に對す
る勧告又は規制命令の発動の申請があ
つたときは、主管行政庁は一定の期間
(中小企業団体組織法の例に徴すれば
二箇月)内にその可否を決定しなければ
ならないよう法規定の措置を講ずる

こと、(三)勧告を発するにあつて適
正化審議会への諮問を必要とするとい
う現行規定を削除すること、(四)基準
料金は、ある基準時点におけるものを
設定するものとし、その後は少なくと
も一年ごとに賃金指数、物価指数等の
推移にあわせて自動的に料金変更の認
可がなされるよう法規定の措置を講ず
ること、(五)組合は営業者台帳を作る
ことができ、かつ、組合がこれを作成
しようとするときは、当該地区内にお
いて組合の組合員たる資格を有する者
のすべてがこれに協力しなければなら
ないよう、また、これに協力しない者
に對しては行政庁からこれに協力をす
べきことを命ずることができるよう法
規定の措置を講ずること、(六)連合会
總會においては、組合はそれぞれの組
合員数に應じて二箇以上の議決権を持
ちうるよう法規定の措置を講ずること、
(七)現行法による規制命令違反者
に對する罰則は十万円以下の罰金と定
められているが、悪質かつ計画的な違
反者に對してこの程度の罰金だけでは
なんらの実効をも期し難いから、違反
者に對しては、期間を定めての営業停
止処分をも併科しうるよう法規定の措
置を講ずること等の改善を図られた
との請願。

一月二十五日本委員会に左の案件を付
託された。

一、戦傷病者のための単独法制定に
關する請願(第二二四号)(第二二
五号)(第二四五号)
一、部落問題解決のための国策樹立
に關する請願(第二二六号)
一、業務上の災害による外傷性せき
腫障害患者の長期傷病給付及び休

業補償費の給付率の平均賃金全額支給等に関する請願(第二一七号)(第二三三号)(第二四六号)

一、国民健康保険制度の体質改善促進に関する請願(第二一八号)

一、結核予防法による入所命令措置拡大に関する請願(第二二六号)

一、医業類似行為の制度化に関する請願(第二三五号)

一、業務外せき随損傷患者保護に関する請願(第二三六号)

一、国民健康保険に対する国庫負担金増額等に関する請願(第二四七号)

第二一四号 昭和三十八年一月十六日受理

戦傷病者のための単独法制定に関する請願

請願者 福島市杉妻町二六日本傷痍軍人会福島県支部内 吉田武

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二一五号 昭和三十八年一月十六日受理

戦傷病者のための単独法制定に関する請願

請願者 岩手県花巻市花巻温泉岩手県傷痍軍人会花巻支部内 伊藤運作

紹介議員 谷村 貞治君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二四四号 昭和三十八年一月十六日受理

戦傷病者のための単独法制定に関する請願

請願者 岩手県花巻市花巻温泉岩手県傷痍軍人会花巻支部内 伊藤運作

紹介議員 谷村 貞治君

戦傷病者のための単独法制定に関する請願

請願者 岡山県倉敷市福田町岡山県傷痍軍人会倉敷支部内 沖藤治市

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二一六号 昭和三十八年一月十六日受理

部問題解決のための国策樹立に関する請願

請願者 京都市下京区新町六条上ル蛸子町 中川喜久外一名

紹介議員 大野木秀次郎君

この請願の趣旨は、第七六号と同じである。

第二二七号 昭和三十八年一月十六日受理

業務上の災害による外傷性せき随障害患者の長期傷病給付及び休業補償費の給付率の平均賃金全額支給等に関する請願

請願者 岩手県花巻市志戸平岩手県労災病院内全国脊髄損傷患者療友会岩手支部内 向川三之丞

紹介議員 谷村 貞治君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第二三七号 昭和三十八年一月十六日受理

業務上の災害による外傷性せき随障害患者の長期傷病給付及び休業補償費の給付率の平均賃金全額支給等に関する請願

請願者 岩手県花巻市志戸平岩手県労災病院内全国脊髄損傷患者療友会岩手支部内 向川三之丞

紹介議員 谷村 貞治君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第二二六号 昭和三十八年一月十六日受理

請願者 神奈川県小田原市風祭四一二国立箱根療養所内全国脊髄損傷患者療友会内 宇治鉄二

紹介議員 田上 松衛君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第二四六号 昭和三十八年一月十六日受理

業務上の災害による外傷性せき随障害患者の長期傷病給付及び休業補償費の給付率の平均賃金全額支給等に関する請願

請願者 岡山市築港緑町一丁目岡山労災病院せき随損傷患者療友会内 白井重徳

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第二一八号 昭和三十八年一月十六日受理

国民健康保険制度の体質改善促進に関する請願

請願者 茨城県新治郡新治村岡野清一郎外一万百九名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

第二二六号 昭和三十八年一月十六日受理

結核予防法による入所命令措置拡大に関する請願

請願者 岩手県議会議長 山崎

紹介議員 谷村 貞治君

この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

第二三五号 昭和三十八年一月十六日受理

医業類似行為の制度化に関する請願

紹介議員 赤松 常子君

療術(医業類似行為)は、古くから伝わる民間療法が西洋医学の影響を受けて、次第に発達した無害有効な療術であつて、三十年來国民の健康増進に寄与し、公共の福祉に貢献しており、その存在の必要性については識者も認められているところであるが、悪徳業者の発

生を防止し、業者の資質の向上を図つて、健全な医療行政確立に資するためには、療術の制度化が絶対必要であると考えらる。また、第三十九回国会衆議院社会労働委員会、療術の三年延期が審議された際に行なわれた附帯決議の趣旨を尊重する見地からも、すみやかに本業を制度化してその要望にこたえるべきであるから、業者が長年希望しているところの、療術(手技・電気・光線・温熱・刺激)の新規開業、学校教育と試験免許、既存業者の既得権の尊重、事由ある失格者の救済の四原則を骨子として、これが制度化を実現せられたいとの請願。

第二三六号 昭和三十八年一月十六日受理

業務外せき随損傷患者保護に関する請願

請願者 神奈川県小田原市風祭四一二国立箱根療養所内全国脊髄損傷患者療友会内 宇治鉄二

紹介議員 田上 松衛君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二四七号 昭和三十八年一月十六日受理

国民健康保険に対する国庫負担金増額等に関する請願(百五通)

請願者 山口県美祢郡美東町大字大田五、七六九ノ二 横山留一外一万三百六十三名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第二四七号 昭和三十八年一月十六日受理

国民健康保険に対する国庫負担金増額等に関する請願(百五通)

請願者 山口県美祢郡美東町大字大田五、七六九ノ二 横山留一外一万三百六十三名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第二四七号 昭和三十八年一月十六日受理

国民健康保険に対する国庫負担金増額等に関する請願(百五通)

一月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、雇用促進事業団法の一部を改正する法律案

雇用促進事業団法の一部を改正する法律案

雇用促進事業団法の一部を改正する法律案

雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

（金属鉱業等離職者に関する業務の特例）

第三十五条 事業団は、第十九条に規定する業務のほか、当該業務の遂行のみによつては金属鉱業等離職者（離職した金属鉱業等労働者（銅鉱、鉛鉱その他の政令で定める鉱物の掘採及びこれに附属する選鉱、製錬その他の業務に従事する労働者をいう。）であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）の再就職の促進に関する措置がなお不十分であると認められる現状に対処するため、次の業務を行なう。

一 公共職業安定所の紹介により金属鉱業等離職者を雇い入れる事業主に対して雇用奨励金を支給すること。
二 公共職業安定所の紹介により金属鉱業等離職者を雇い入れる事業主又はその団体に對して労働者住宅確保奨励金を支給すること。
三 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、前項に規定する業務に要する費用に相当する金額を交付することができる。

3 第二十二條第二項及び第二十四條第三項の規定は、第一項に規定する業務については、適用しない。

4 第一項に規定する業務は、第四十條第三号の規定の適用については、第十九條に規定する業務とみなす。

5 第二十條及び第三十七條第一項（第二十條第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は、第一項に規定する業務について準用する。

第三十六條 前條の規定は、雇用促進事業団法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第 号）の施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失う。ただし、当該期間が経過する前に開始された同條第一項に規定する業務については、当該業務が終了するまでの間は、なおその効力を有するものとする。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ十一ノ五を次のように改める。
六ノ十一ノ五 雇用促進事業団ノ発スル証書、帳簿

（経過措置）
3 この法律の施行前に納めた、又は納めるべきであつた印紙税については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

二月一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、原爆被害者救済に関する請願（第二六二号）（第二六三号）（第三七九号）

一、引揚医師特例試験延期に関する請願（第二六四号）

一、戦傷病者のための単独法制定に関する請願（第二七七号）（第三二二号）（第三八二二号）

一、旧満州国日軍軍官及び生徒の遺家族援護に関する請願（第二七八号）（第三八八号）

一、失業対策事業打ち切り反対等に関する請願（第三三三三号）（第三三三四号）（第三三五五号）（第三三六六号）（第三三七七号）（第三三八八号）（第三三九号）（第三四〇号）（第三四一〇号）（第三四二二号）（第三四三三号）（第三四四四号）（第三四五五号）（第三四六六号）（第三四七七号）（第三四八八号）

一、清掃事業改善に関する請願（第三四九号）

一、全国一律一万円の最低賃金制確立に関する請願（第三五〇号）（第三五一号）

一、医業類似行為の制度化に関する請願（第三八〇号）（第三八七号）
一、部落問題解決のための国策樹立に関する請願（第三八一号）
一、生活保護基準大幅引上げ等に関する請願（第四二三号）

請願（第三八〇号）（第三八七号）
一、部落問題解決のための国策樹立に関する請願（第三八一号）
一、生活保護基準大幅引上げ等に関する請願（第四二三号）

第二六二二号 昭和三十八年一月十九日受理
原爆被害者救済に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市長江宇ブ
ゼンジ三ノ五 今西大
司

紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二六三三号 昭和三十八年一月十九日受理
原爆被害者救済に関する請願（四通）
請願者 大阪府吹田市片山鉄道
宿舎中三〇一ノ一 新
開進外三名

紹介議員 椿 繁夫君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三七九号 昭和三十八年一月二十日受理
原爆被害者救済に関する請願
請願者 石川県金沢市上鶴間町
四ノ二二 田中章章
紹介議員 鳥島徳次郎君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二六四四号 昭和三十八年一月十九日受理
引揚医師特例試験延期に関する請願
請願者 大分県大野郡大銅町四

八四 上尾増蔵
紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第二七七号 昭和三十八年一月十九日受理
戦傷病者のための単独法制定に関する請願
請願者 富山市新桜町二一県更
生館内富山県傷痍軍人
会内 森田忠平
紹介議員 櫻井 志郎君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第三二二二号 昭和三十八年一月二十日受理
戦傷病者のための単独法制定に関する請願（二通）
請願者 千葉市幕張町四ノ八一
〇 高橋正次外一名
紹介議員 小沢久太郎君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第三八二二号 昭和三十八年一月二十日受理
戦傷病者のための単独法制定に関する請願
請願者 石川県金沢市広坂通り
石川県庁内石川県傷痍
軍人会内 中村外治
紹介議員 鳥島徳次郎君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二七八号 昭和三十八年一月十九日受理

旧満州国日系軍官及び生徒の遺家族援護に関する請願(三通)

請願者 東京都墨田区吾妻橋二ノ一九 石田たけ外二名

紹介議員 下村 定君

旧満州国日系軍官は、勅令の定めるところに従い日本軍人としての身分を保有し、関東軍司令官の指導監督下にあつて国防の第一線で、日本軍と同様の任務に服していたものであり、右の戦死者は大東亜戦争の末期ソ連軍が満州国に侵入したとき、即日全面的に関東軍司令官の指揮下に入り防戦に従事し、あるいは敵軍に内応した叛乱軍の鎮圧に力戦奮闘し、ついに犠牲となつたものであるが、一部の者だけがすでに軍人としての処遇を受けているだけで、約百名の者は今日なお未処遇のまま放置されているのはまことに遺憾であるから、旧満州国日系軍官等の戦死者全員の遺族に対して、恩給法並びに遺族等援護法を適用せられたい。また、終戦後死没した旧満州国日系軍官等の全員の遺族に対しても前項同様日本軍人として恩給法並びに遺族等援護法を適用せられたいとの請願。

第三八八号 昭和三十八年一月二十三日受理

旧満州国日系軍官及び生徒の遺家族援護に関する請願

請願者 東京都目黒区上目黒五ノ二、三四一 白石勝美

紹介議員 下村 定君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第三二三号 昭和三十八年一月二十

二日受理

失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 三重県津市江戸橋二丁目 光田新次郎外八十名

紹介議員 岡田 宗司君

池田首相は三大公約の一つとして、社会保障を確立して国民の生活水準の引上げを約束したが、失業者や生活保護者の人間以下の生活はすこしも解決されず、反対に公共料金をはじめ物価の値上がりで生活はますます苦しくなっている。さらに失業対策事業の非人間的な賃金と労働条件は、たくさんの臨時工や社外工をはじめ、無権利な低賃金労働者を人為的に作りだす結果となり、労働者へのみせしめのムチとして運営されてきた。政府は、この失業対策事業を打切り、失業者をまつたく裸のままほうり出し、さらにいつそ劣悪な労働条件と低賃金体制を強化しようとしているが、今こそ国会が政府の失業対策事業打切りの政策をやめさせて、憲法に定められている健康で文化的な最低生活と働く権利の保障を、国と自治体の責任で完全に実施するよう、(一)失業対策事業の打切りをただちにやめること、(二)完全雇用と雇用を大幅に拡大し、すべての人に働く権利を保障すること、(三)全国一律最低賃金制度を確立し、大幅な賃上げを実施すること、(四)社会保障を確立し、疾病、失業、老後の保障をすること、(五)臨時、日雇、社外工などの制度を法律で禁止すること、等の実現を期せられたいとの請願。

第三二四号 昭和三十八年一月二十

失業対策事業打切り反対等に関する請願(一通)

請願者 東京都板橋区志村町一ノ三 武藤二一外千三百九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第三二五号 昭和三十八年一月二十

失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 東京都足立区梅田町一、七五一 町田源蔵外四百九十名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第三二六号 昭和三十八年一月二十

失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 神奈川県川崎市貝塚一五四 松川節夫外五百名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第三二七号 昭和三十八年一月二十

失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 東京都大田区東六郷一ノ一二 小林克子外五

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第三二八号 昭和三十八年一月二十

失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 東京都台東区浅草山谷四ノ八 佐々木和夫外三百名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第三二九号 昭和三十八年一月二十

失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 東京都渋谷区代々木三ノ四一 安田治雄外四百八十二名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第三三〇号 昭和三十八年一月二十

失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡田無町一、七二七 横尾義則外四百八十九名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

百名 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第三三二号 昭和三十八年一月二十

失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 東京都板橋区常盤台町四ノ三五 川口茂蔵外五百名

紹介議員 龜田 得治君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第三三三号 昭和三十八年一月二十

失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 東京都新宿区戸塚町四ノ六〇一 吉田しん外五百二十名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第三三四号 昭和三十八年一月二十

失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 東京都新宿区若松町五九 茶山他家司外五百二十一名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第三三二号 昭和三十八年一月二十

失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 東京都板橋区常盤台町四ノ三五 川口茂蔵外五百名

紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第三三五号 昭和三十八年一月二十
二日受理

失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 東京都江東区深川冬木
町二 松本正夫外五百
十二名

紹介議員 榎 繁夫君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第三三六号 昭和三十八年一月二十
二日受理

失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 東京都豊島区池袋東三
ノ二三 早川鑑外五百
九十五名

紹介議員 藤田藤太郎君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第三三七号 昭和三十八年一月二十
二日受理

失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市青山町
二 山尾イシ外千五百
名

紹介議員 小酒井義男君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第三三八号 昭和三十八年一月二十
二日受理

失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 東京都新宿区下落合四
ノ二、〇五二 松沢悦
子外千五百名

紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第三三九号 昭和三十八年一月二十
二日受理

失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 東京都新宿区西大久保
四ノ一七〇 柳瀬イネ
外千五百名

紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第三四〇号 昭和三十八年一月二十
二日受理

失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 神奈川県川崎市久本一
二七 松田トミ外千五
百名

紹介議員 佐多 忠隆君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第三四一号 昭和三十八年一月二十
二日受理

失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 神奈川県川崎市幸町
三ノ一七 伊藤てる外
千五百名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第三四二号 昭和三十八年一月二十
二日受理

失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市長井
町四、六五七 進藤ヤ
ス子外千五百名

紹介議員 中村 順造君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第三四三号 昭和三十八年一月二十
二日受理

失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 新潟県北蒲原郡安田
町 高橋ウタ外千五百
名

紹介議員 松本 賢一君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第三四四号 昭和三十八年一月二十
二日受理

失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 和歌山市和歌浦秋葉
山 寺田弘己外千五百
名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第三四五号 昭和三十八年一月二十
二日受理

失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 福岡県直方市中泉三
区 石田スガノ外千五
百名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第三四六号 昭和三十八年一月二十
二日受理

失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 佐賀市本庄町佐大前一
九二 諸岡貞義外千五
百名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第三四七号 昭和三十八年一月二十
二日受理

失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 大分県中津市今津区犬
丸 棚原和夫外千五百
名

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第三四八号 昭和三十八年一月二十
二日受理

失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 熊本市東水前寺町七一
ノ一四号 熊沢カオル
外千五百名

紹介議員 稲葉 誠一君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第三四九号 昭和三十八年一月二十
二日受理

清掃事業改善に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区桜ヶ
丘四〇六 中村明外千
六百九十四名

紹介議員 千葉千代世君
清掃事業改善のため、（一）清掃事業に
対する国の財政措置を大幅に増額する
こと、（二）作業員と車をふやし、ふん
尿の科学的処理施設とごみ焼却場を完
備し衛生的に処理すること、（三）ごみ
は迅速に、ふん尿は月二回以上必ずと
ること、（四）作業員の職場環境と労働
条件の改善を図ること等について善処
せられたいとの請願。

第三五〇号 昭和三十八年一月二十
二日受理

全国一律二万円の最低賃金制確立に関
する請願

請願者 三重県多気郡宮川村大
杉 奥野照外六十三名

紹介議員 矢山 有作君
昭和三十四年四月に成立した現行最低
賃金法は、日本の輸出伸長を図るため
に世界的に有名になつてゐるソーシャ
ル、ダンピングの非難をこまかすもの
であつた。また、現行法は業者だけが
一方的に賃金の最低限を法定化し、労
働者におしつけ、全体として低賃金体
制を維持、固定化しようとするもので
あつて、労働者の団結権、団交権を否
認したものである。労働者も認めてい
るように業者間協定による最低賃金の
決定状況は、一部の業種、府県に集中
しており、協定金額は二百五十円から

二百八十円程度で、現実の賃金水準に比較してきわめて低いものであつて時間の経過とともに最低賃金としての効果を失つてゐるから、低賃金労働者の賃金を引き上げ、労働条件の向上を通じて、労働者を保護するという最低賃金法の目的を遂行するため、全国一律の最低賃金を制定するとともに、最低賃金額は一万円とすることを直ちに実施せられたいとの請願。

第三五一号 昭和三十八年一月二十
二日受理

全国一律一万円の最低賃金制確立に関する請願

請願者 三重県津市大谷町 田

所四郎外三十八名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第三八〇号 昭和三十八年一月二十
二日受理

医業類似行為の制度化に関する請願

請願者 京都市上京区大宮通寺

ノ内下西入 高島正行

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第三八七号 昭和三十八年一月二十
三日受理

医業類似行為の制度化に関する請願
(五通)

請願者 埼玉県浦和市元町一ノ

六〇 車谷志佐治外四

名

紹介議員 小林 英三君

この請願の趣旨は、第二三五号と同じ

である。

第三八一号 昭和三十八年一月二十
二日受理

部落問題解決のための国策樹立に関する請願(八通)

請願者 京都市伏見区京町四ノ

一六〇 橋堅太郎外七

名

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第七六号と同じである。

第四二三号 昭和三十八年一月二十
四日受理

生活保護基準大幅引上げ等に関する請願(三百四十七通)

請願者 名古屋市中区京町二ノ

二一 社会福祉法人愛知

県社会福祉協議会会

長 石黒幸市外一万五

百三十七名

紹介議員 草葉 隆圓君

この請願の趣旨は、第九五号と同じである。

昭和三十八年二月十四日印刷

昭和三十八年二月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局